

平成24年3月6日（火曜日）

議事日程第3号

平成24年3月6日（火曜日）午前9時30分開議

第1. 会派代表質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 フォーラム輝 24番 本間 明 議員  
民主党 4番 作佐部 直 議員

第2. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 17番 長沼久利 議員  
3番 佐々木隆一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（29人）

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩夫	3番 佐々木 隆一
4番 作佐部 直	5番 堀川 喜久雄	6番 湊 貴信
7番 高橋 信雄	8番 渡部 聖一	10番 高橋 和子
11番 堀 友子	12番 佐藤 勇	13番 今野 晃治
14番 今野 英元	15番 渡部 専一	16番 大関 嘉一
17番 長沼 久利	18番 伊藤 順男	19番 佐藤 賢一
20番 鈴木 和夫	21番 井島 市太郎	22番 齋藤 作圓
23番 佐々木 勝二	24番 本間 明	25番 佐々木 慶治
26番 佐藤 讓司	27番 土田 与七郎	28番 佐藤 竹夫
29番 村上 亨	30番 三浦 秀雄	

欠席議員（1人）

9番 若林 徹

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	藤原 由美子
副市長	石川 裕	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	土田 隆男
市民福祉部長	猪股 健	農林水産部長	佐藤 一喜
商工観光部長	渡部 進	岩城総合支所長	今野 光志
由利総合支所長	三浦 貞一	大内総合支所長	伊藤 鋭一
東由利総合支所長	佐々木 喜隆	西目総合支所長	菊地 弘
鳥海総合支所長	土田 修	教育次長	佐々木 了三

消 防 長	伊 藤 敬 一	総務部危機管理監	伊 藤 俊 彦
総務部政策監 兼 財 政 課 長	阿 部 太 津 夫	総 務 部 次 長 兼 行 政 改 革 推 進 課 長	佐 藤 晃 一
総 合 政 策 課 長	佐 藤 光 昭		

---

議会事務局職員出席者

局 長	石 川 隆 夫	次 長	佐々木 智
書 記	高 橋 知 哉	書 記	石郷岡 孝
書 記	鈴 木 司	書 記	今 野 信 幸

---

午前 9時29分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

9番若林徹君より欠席の届け出があります。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

---

○議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

---

○議長（渡部功君） 日程第1、きのうに引き続き会派代表質問を行います。

フォーラム輝代表、24番本間明君の発言を許します。24番本間明君。

【24番（本間明君）登壇】

○24番（本間明君） おはようございます。渡部議長から発言のお許しをいただきましたので、フォーラム輝を代表し、会派代表質問を行います。

昨日は各会派の会長4氏から代表質問がなされました。それぞれ格調の高い質問を拝聴させていただきました。5人目の質問でございますので、重複する質問もございますが、それは新年度の施政方針等について、会派ごと共通の問題提起ととらえていただきながらの答弁をよろしく願いをいたします。

ことは、世界主要国の指導者の選挙の年であります。2日前にはロシアの大統領選挙が行われ、4年振りにプーチン氏が大統領に復帰と報道されております。5月がフランス、6月がエジプト、9月には民主党の代表選と自民党総裁選が行われ、10月は中国、11月がアメリカ、12月が韓国となっているようでございます。ただし、中国は国家主席に党大会を経て、習近平体制に移行することが既に決まっております。

日本における国政のリーダーたる総理大臣は、この6年間に6人も誕生しております。政権交代があったとはいえ、この異常さを象徴し、政治の劣化が言われております。そしてその原因は、近代社会が発展してきた3つの要素、民主主義、市場経済、科学技術において、それぞれ顕在化してきた欠陥について、的確な政治的修正がなされてこなかった。具体的に言うと、民主主義は単なる選挙目当てのポピュリズム（大衆迎合）に走り、市場経済は金が金を生む投機マネーによるマネーゲームの場となりました。科学技術についても不完全技術としての原子力発電の実態が明らかになりました。

市長は、施政方針の冒頭、昨年の東日本大震災の影響や原発事故、円高とデフレ、年金財源としての交付国債の導入や社会保障と税の一体改革大綱素案など、ねじれ国会のもとで、その動向や国民生活に対する影響について、危惧の念を語られました。全く同感であります。政権交代で期待感の高かった民主党政権のていたらくぶり、一方、対峙する自民党も何をやっているんだという声もあります。

最近の共同通信の世論調査によると、民主党の支持率が16.8%、自民党の支持率が18.2%と、いずれも低支持率であります。小選挙区制の導入によって、二大政党になりやすく、政権交代がいつでも可能となる選挙制度と言われておりましたが、支持政党なしとする有権者が46.7%という現実であります。

既成政党に対する失望感が広がる中、橋下徹大阪市長率いる大阪維新の会が連日マスコミを動員活用しながらセンセーショナルに国政進出を目指し始めました。

長谷部市長の施政方針では、一切触れられておらないことではありますが、大阪維新の会は既に無視できない存在という認識から、会派として市長の見解について伺うことといたしました。

そこで、1、大阪維新の会の政権公約について、どう感じておられるか伺います。

首相の諮問機関である地方制度調査会が大都市制度問題の審議をスタートさせました。大阪市長と府知事が掲げる大阪市と堺市の両政令市を廃止し、解体して府に統合するのが大阪都構想であります。しかし、近く熊本市が加わると20になる政令市をすべて府・県と同格にする特別自治市構想を政令市市長会が主張しております。堺市の竹山市長は、政令市として一体的に発展することが堺市民の思いであるとして、都構想の協議会に不参加を表明いたしております。

坂本竜馬の国家構想船中八策になぞらえ、大阪維新の会の綱領の骨子というべき維新八策が発表されました。①統治機構、②行財政改革、③公務員制度、④教育改革、⑤社会保障制度、⑥経済・雇用・税制、⑦外交防衛、⑧憲法改正の8本の柱であります。大阪都構想や道州制、首相公選制や参議院の廃止、年金は積み立て方式、TPPには加入し、資産税の導入による消費の拡大などを掲げております。橋下市長のカリスマ性は、閉塞感漂う世相とマッチングしながら、現状を打破し何かやってくれるという不定形な期待感のうねりと見えます。強者の論理で押し切る際立った強力なリーダーシップの中に、長谷部市長の言う武士道の惻隱の情たる理念が見えるでしょうか。具体的に言うならば、政治の要諦の一つとして、弱者の声なき声をどう拾い上げて具現化するかという奥深さが感じられるかどうか伺うものであります。

2、災害時相互援助協定について伺います。

月日のたつのは早いもので、昨年の東日本大震災が発生した3月11日まで、あと5日となりました。被災地の復興のおくれや原発事故に対する、特に初動のまずさや各種会議の議事録がないなどと聞くにつれ、危機管理の重要性を身をもって知ることとなりました。国の対応のまずさを嘆くだけでなく、民間は民間で、市は市として、やれることはやっていこうという一年でありました。市長からは、親子都市であるいわき市に3月13日を第1回目として数回の救援物資を搬送したこと、北東北地域連携軸構想推進協議会の構成市である大船渡市と釜石市にも3回にわたり救援物資を搬送し、業務支援として、いわき市、名取市、石巻市、釜石市、大槌町に職員を派遣したとの報告がございま

した。ボランティア活動として現地に赴かれた市民の皆様や職員の方々に心より御慰労を申し上げます。

さて、平成24年に入り、大規模震災等により同時に被災する可能性の低い遠隔地の友好自治体である香川県高松市及び長野県佐久市との災害時相互援助協定を締結したとの報告がありました。両市との協定書をいただきましたので、同じ標題、同じ条文と違って見てみましたら、異なっていましたので、その違いについて伺うものであります。

第1点は、相互援助協定書と片や相互応援に関する協定となっております。援助と応援の違いですが、中身的には援助の方が積極的ととれますし、特に経費の負担について援助市は原則として市が負担しますが、応援市については職員の派遣に要する経費は負担するものの、その他の経費は応援を受ける市が負担することとなっております。相手市の考え方も当然尊重しながらの協定だったと思いますが、この違いはどのようないきさつから出たものでしょうか、お伺いをするものであります。

第2点目は、親子都市であるいわき市が、一番援助を必要としていると想像されますが、当初、協定書締結どころではないということで、震災復旧に一定程度めどがついた段階で協議することとしているようではありますが、震災後一年の今、どのような予定となっているか伺うものであります。

### 3、本庁舎建設予定地について伺います。

長谷部市長が市長就任時には、既に公債費負担適正化計画実践の真っただ中でありました。身の丈に合った財政運営を標榜し、財政当局は繰り上げ償還や低利な起債への借りかえなど積極的に財政再建に向け努力をした結果、新年度8月ころには許可団体から外れるのではないかと、うれしい説明がありました。

財政状況好転の兆しを受け、長らく塩づけ状態であった国療跡地の利活用に道筋をつけるべく基本計画の策定のため、（仮称）国療跡地利活用検討委員会の立ち上げの説明がありました。

本庁舎の耐震改修事業が新年度から始まりますが、補強完成後10年から15年しかもたないとのことですので、今後おおむね10年をめどに新築の必要性が出てまいります。現在地に新築か、移転すべきか。移転の場合は国療跡地の可能性はあるのかないのかという将来構想も念頭に置きながら、検討委員会での議論をお願いすべきと思いますが、当局の見解を伺うものであります。

### 4、全庁共有の公有財産台帳の整備について伺います。

公債費負担適正化計画という財政課題にめどがつくことに一つの安堵感がありますが、普通交付税の合併特例による算定がえが、あと3年で終了いたします。平成27年度以降の施策がどのように展開できるのか、現在実施している各種施策をこれまでどおりに行っていくこと自体、相当困難であると想像されます。新年度には、事業・制度の現状把握と徹底した精査を行い、内容によっては市民に丁寧な説明も必要としております。まさしくそのとおりでありますし、このことに加え、平成18年に総務省から要請された公有財産台帳の整備も加えながら、市の所有するインフラがどの年度に耐用年数を迎え、更新するとすれば、どれくらいの財政負担になるのか。静岡県浜松市の例をNHKが放送しておりましたし、今国会でも国交省所管の各インフラが20年後どうなるのかとの質問もなされております。東洋大学と財団法人自治総合センターでは、更新投資自動計

算ソフトを開発・公表しているとの報道もありました。本市にあつては、普通財産は管財課、行政財産は教育委員会が圧倒的に多いと思われませんが、それぞれの課が台帳管理をして一元管理はされておらないようです。PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の活用も含め、将来展望を示しながら、今後の市の総合発展計画等に反映させるべきと考えますが、当局の見解を伺うものであります。

5、食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画について伺います。

座敷わらしで有名な遠野物語を書きました柳田国男が農政官僚であったことを知ったのはつい最近でありました。1904年（明治37年）の政策提言で彼は「1戸当たりの農地の面積が広いアメリカと競争するには、2ヘクタール程度の中規模農家を養成するべきだ。関税による保護しか策がないというのは誤りだ。」と述べております。海外との競争を視野に、関税にかわる農業振興について、日本の農政は100年以上も前から同じ課題と格闘していたことを知り、驚きを禁じ得ません。2月下旬の通告時点では、TPPの事前協議において、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドとの協議に進展がなかったとされております。その原因は、国内向けと交渉国への説明が違うからであります。二枚舌は、日本ではもちろん、世界でも通用しないことが明らかとなりました。

そこで質問であります。国が新年度農林施策として示した標題と本市農林行政との関連でお伺いをいたします。

（1）地域農業マスタープランについて伺います。

このマスタープランは簡略して、人・農地プランと呼ぶようではありますが、このプランは平成24年度の国の目玉事業とされる青年就農給付金や農地集積協力金、あるいはスーパーL資金無利子などの支援を受ける場合、市町村の基本となるプランであります。本市ではプラン作成のため50万円を当初予算に計上しておりますが、プランで定めるエリアや手順について伺うものであります。

（2）国の政策を新年度事業として取り上げない理由について伺います。

青年就農給付金は、諸条件がありますが、簡単に言いますと原則45歳未満の方が新規就農した場合、年間150万円、最長7年間支給されるものであります。農地集積協力金は、地域の中心となる経営体の目標面積を、平地で20～30ヘクタールとしていることから、諸条件をクリアすれば農地の貸し手農家に最大70万円が交付されます。また、分散錯圃解消協力金は、担い手の農地に連担する形で貸し出した場合、10アール当たり5,000円交付されるものであります。

これらの施策について、本市の新年度事業名には一切ありませんし、もちろん予算も計上されておらない理由を伺うものであります。

なお、質問の通告後3月1日発行の広報ゆりほんじょうで、事業の概要についての紹介がありましたことを申し上げます。

6、TDKの生産拠点再編に伴う雇用への影響と支援策及び市内誘致企業等の情報把握について伺います。

日本の国力の源泉とも言える外貨の稼ぎ頭だった製造業は、4年半にわたる長期円高に加え、韓国や後進国の家電、自動車の追い上げにより競争力が弱体化したと警鐘を鳴らされてまいりました。それゆえにリーマンショック以降、大・中・小企業問わず、生産拠点を海外に移転することを積極的に推し進めてきたことは、周知のとおりでありま

す。以来、海外シフトされた生産設備の稼働により、東日本大震災やタイ国の洪水災害とかかわりなく、国内の大手家電メーカーの生産拠点の再編も行われてまいりました。

電子部品製造のグローバル企業であるTDKの生産拠点の集約は、既に3年ほど前に予測されていたことと言われております。特に急激な円高や販売低迷、国内外コスト競争の激化などで業績悪化が続いていたと推測され、利益の出ない企業は存続できない道理から、生き残りをかけて組織の再編と生産合理化を図らざるを得ないことは理解できます。

しかしながら、本荘由利地域において多くの雇用を担ってきましたTDK初め関連協力企業の組織再編は、ただ単に従業員をTDK-MCC本荘工場に移動するだけでなく、さらなる生産合理化に伴う要員削減が心配されるところであります。

長谷部市長が、TDK本社を訪問し、上釜社長に面談され、組織再編に伴う生産拠点計画を伺いながら、雇用問題に波及しないよう要請され、早期対応の上から情報収集に腐心されたことに敬意を表します。地域内企業への積極的な情報収集にも努めていると伺っております。その上に立って2点について質問をいたします。

(1) 再編配置完了後の短中期的生産量と要員計画について、TDKからの説明があったのかどうか伺います。

(2) 市内誘致企業等の情報把握について、具体的にどう実施しているかについてお伺いをするものであります。

#### 7、改正障害者自立支援法についてお伺いをいたします。

障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障害ごとに分かれていた制度を一本化した医療・福祉サービスの総合法として2006年4月に施行されました。しかし、障害者が生きるために必要な支援について、応益負担として1割の自己負担が導入されたことから、障害の重い人ほど負担が重いということで大きな批判を受けたと記憶をいたしております。その後、同法は障害者による違憲訴訟を受け、ときの長妻厚労相が廃止を約束し、和解の基本合意文書にも明記された、いわくつきの法律であります。

しかし、民主党の政策検討作業チームは、2月21日に廃止を見送り、改正にとどめる方針を決めたと報道されております。ことしの4月から一部改正される主な内容は、①利用者負担の見直し、②相談支援の充実、③障害児支援の強化、④その他の施策として事業者の業務管理体制の整備等が挙げられております。

障害者自立支援法については、前段で申し上げましたように、施行以来、種々の議論がなされ、訴訟までなされた法律であります。改正法律の施行は、条文によって公布の日であったり、本年4月1日であったり、1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日などと、とかくわかりづらい内容であります。今回の改正は、利用される障害者の皆様にとって、具体的にどのような影響があるのか伺うものであります。

#### 8、国民健康保険の将来展望について伺います。

社会保障と税の一体改革案によると、市町村国保の財政運営を都道府県単位に一本化する方針を示しております。県市長会でも各市町村ごとに運営している国保を、将来的に県単位で一本化することを見据え、県内25市町村の国保担当者でつくる国保広域化研究会を発足させ、問題点の洗い出しをしたとしておりました。その報告によると、「財政構造の見直しがない限り、国保については破綻の危機に陥ることが必至。」というも

のでありました。市町村の国保税は独自に設定することから金額が一定でないことが特徴であります。それは低所得者の負担増に配慮しながら一般会計からの法定外繰り入れをし、税率を引き下げていることによります。県内の1人当たり年間保険税は、2009年度で最高が大潟村で12万3,524円、最低が鹿角市の5万932円と、2.4倍の開きとなっております。広域化研究会の試算によると、医療費が毎年2～3%上昇した場合、2013年度の県全体の赤字は48億円に膨らむとしております。

全国知事会は、「財布を大きくするだけで構造的問題は解決しない。一体改革案は都道府県に責任と負担の押しつけの何物でもない」と反論をいたしております。識者は、「国保財政は国に一本化し、運営は身近な市町村が行うことが望ましい」と言っております。本市からも広域化研究会に担当者が参加されたと思っておりますので、国の一体改革との関連も含め、国保の将来展望についてどう考えておられるか伺うものであります。

9、子どものための手当法案不成立の場合の対応について伺います。

子どものための手当の財源を確保するため、15歳以下の子供がいると一定額を課税対象の所得から差し引く年少扶養控除は既に廃止され、本市にあっても2億5,000万円の増収になるとの説明でありました。市民の側からいうと増税ということになります。現行の子ども手当は3月末で期限が切れることから、新制度の子どもための手当法案が成立しないことになると、今の制度は自動的に自公連立政権時代の児童手当に戻るということになります。となれば、3歳未満、3歳から小学校6年生まで、それに第3子以降への手当が月額5,000円の減額となり、中学生の月額1万円もすっぽり抜け落ちることになります。加えて昨年10月以降、自治体が手当から保育料や給食費を天引きできるようになっておりましたが、児童手当が復活すると、この仕組みもなくなるとされております。当局も気をもまれておられると思いますが、現在の対応状況についてお伺いをいたします。

次に、教育委員会関係の質問に入ります。

質問に入ります前に御礼を申し上げます。学校図書館の支援員の関係ですが、新年度予算に血のにじむような一般財源1,166万9,000円を計上していただいております。子供たちの読書活動の継続性に配慮いただいたことに心より感謝を申し上げます。

それでは質問に入ります。

10、新学習指導要領実施1年目の検証について伺います。

新学習指導要領につきましては、小学校が平成23年度から既に実施され、中学校は平成24年度から完全実施されることは、御案内のとおりであります。小学校では、改定された新教育課程が実施されていることを受け、ベネッセ教育研究開発センターが全国の公立小学校の校長及び教員と保護者を対象に調査を行ったところ、学習内容のふえた授業についていけない児童の存在が浮き彫りになったとしております。約半数の学校が国の定めより長い授業時間を確保しているにもかかわらず、1学期の授業は年間指導計画よりおこなっているとした教員が国語で4割、算数で3割おり、その原因は国語は分量の多さ、算数は児童間の学力差をおくれの理由として挙げております。

一方保護者は、授業時間や学習内容の増加について、9割近くが認知しておりましたが、思考力、判断力、表現力等の育成の重視を認知している保護者は6割弱とやや低かった。4分の3以上の保護者は、学校の教育・指導に満足しているとし、学習量につ

いて7割の保護者が「今くらいがいい。」と答えたとしております。

制度の変り目には、想定外のことも含めいろいろな事象が起こるのは当然のことです。本市小学校の学習現場のこの一年はいかがだったでしょうか。反省点もあると思います。来年度にどうつなげていこうと考えておられるか伺うものであります。

11、児童生徒へのがん教育の実施について伺います。

日本人は国民の2人に1人が、がんになる時代となりました。児童生徒へのがん教育の必要性を説くのは、がん研有明病院の門田守人院長であります。厚労省のがん対策推進協議会の会長も務める院長は、がんは喫煙などの生活習慣が原因の一つであり、早期発見・治療で、多くの方が普通の生活に戻ることができるといった知識を子供のうちから学び、健康的な生活習慣を身につける意味は非常に大きいとしております。子供のうちからがん向き合うための正確な知識の教育を学校に担っていただければ、保護者もがんのリスクが上がり始める40歳前後であり、学んだことを家庭で話し合えば、親世代の検診受診率の向上にもつながるとしてしております。既にごがん予防は中学生にも身近な存在になっています。中学校1年生から高校1年生の女子生徒は、子宮頸がんの予防ワクチンの接種が公費で可能になったことから、がん教育の必要性が高まっております。中学生へのがん教育に取り組む東大附属病院の中川准教授が、昨年11月、青森県内の中学生105人ががんの授業を行った前後で、がんについてのイメージがどう変わるか調査した結果、授業前に「がんは怖い病気。」と答えた生徒は81%から授業後には49%に減少、「予防もでき、早期発見で治る。」と答えた生徒が大幅にふえ、95%の生徒が「家族にごがん検診を勧めたい。」と回答してしております。質問通告後の3月1日に発表された2012年度から5年間の次期がん対策推進基本計画案にも、「がん教育のあり方を検討し、実施していく。」と明記されました。

さきの新学習指導要領の質問で授業内容の増加について、懸念を述べつつもがん教育という新しい提案をすること自体が矛盾とも思えます。そこで、カリキュラムが過密で授業時間が確保できないとするならば、PTA行事として親子でのがん教室などを考えてみるのも一つの方法だと思いますがいかがでしょうか。教育長からの答弁をお願いするものであります。

最後に、あと5日である3月11日を迎えます。大震災後、企業がテレビコマーシャルを自粛し、ACジャパン（旧公共広告機構）が、かわって連日こんな放送をしております。「こんにちは、ありがとう、こんばんは、——魔法の言葉で楽しい仲間が……」、そして少し不正確ですが、「心はだれにも見えないけれど、心遣いは見える。思いは見えないけれど、思いやりはだれにでも見える……」、そんな温かな市政を当局も議会もつくり上げていくことを確認しながら、私の代表質問を終わります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。本間明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、大阪維新の会の政権公約についてお答えいたします。

連日、マスコミで取り上げられる橋下氏は、「古い制度やシステムを打破し、社会を立て直す」と主張されておりますが、根本は地方から国を変えるという考え方であり、目指す日本の統治機構改革の柱は、「地方分権の推進である」と述べているようであり



ます。

一方、手法については賛否両論があると思いますが、政治家は、強いリーダーシップが必要であるのは当然としても、問答無用の舌鋒や独裁的なやり方、手順は慎むべきであると思います。

政治家は、賛否が拮抗する状況下で決断しなければならないときもあり、私は、その場面では、住民の心情に思いをはせる心、弱者を思いやる心が肝要であり、まさに惻隱の情を尊重する政治家でなければならないと考えております。

次に、2、災害時相互援助協定についてにお答えいたします。

東日本大震災から間もなく一年が経過しようとしておりますが、大規模災害発生時において、同時に被災する可能性の低い遠隔地の自治体との災害援助協定について、昨年末から友好都市との協議を進め、ことし1月26日に香川県高松市と災害時相互援助協定、2月8日には長野県佐久市と災害時における相互応援に関する協定をそれぞれ締結いたしました。

御質問の援助と応援の違いについてでございますが、高松市、佐久市が既に他の自治体と災害協定を締結しており、その協定書をベースにしながら本市の意向を組み入れる形で協定内容を検討してまいりました。その結果、援助と応援という表現の違いはあるものの、両市ともに協定の趣旨、連絡体制、援助の要請方法は同じ内容であり、援助の種類についても職員の派遣と資機材の提供をベースとしながら、援助できる範囲内において最大限努力することとしております。

援助に要する経費負担につきましては、応援を要する大規模災害では、災害救助法が適用され、援助に要した経費は最終的に経費を負担した自治体に交付されるため、一時的な経費負担を援助市がするか、被災市がするかの違いであります。

また、親子都市である福島県いわき市との協定につきましては、震災前の平成23年当初に協定締結に向けて協議を始めておりましたが、その直後に東日本大震災が発生したため、協議が中断したまま現在に至っております。その後、いわき市から「震災と原発事故からの復興支援対策が一段落してから協議したい。」旨の回答がございました。本市といたしましても、いわき市の復興を第一に考え、いわき市の復興計画に沿う形で引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

また、全国的に広域圏での協定締結の動きが活発化してきており、本市が加盟する全国ボート場所在市町村協議会など全国的な組織による協定締結なども視野に入れながら、市民の安全・安心につなげるためにも積極的に働きかけてまいります。

次に、3、本庁舎建設予定地についてにお答えいたします。

昨日、三浦秀雄議員にもお答えいたしました。本庁舎の建てかえについては、合併協議会において「新庁舎の建設は当分の間行わない。」と決定された事項であり、これまでも調査・検討した経緯があるものの、具体的な計画案を得るまでには至っていないと報告を受けております。

耐震改修後の本庁舎の耐用年数は10年から15年であり、耐震改修計画に記載したように、10年を一つの目途として本庁舎の建てかえを検討していくこととしておりますが、これまでに本庁舎の建設について国療跡地がその移転先となるような構想はなかったところであり、財政計画などを見通しながらの重要な課題でありますので、合併特例

債延長法案の動向を注視しつつ、市の将来をしっかりと見据え、今後、市民各層のさまざまな議論や御意見を伺いながら検討を重ねてまいります。

次に、4、全庁共有の公有財産台帳の整備についてにお答えいたします。

本市が保有する公共施設については、全庁的で一元的な施設管理情報の整備が必要であり、これに関する台帳整備については、次年度より着手してまいりたいと考えております。

また、資産経営の視点から運営管理の見直し、処分、活用を含め、総合的・計画的に管理する必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、5、食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画についての（1）地域農業マスタープランについて、（2）国の政策を新年度事業として取り上げない理由については、関連がございますので一括してお答えいたします。

最初に、地域農業マスタープランについて、これまでの流れを御説明いたします。

1月30日に国の制度説明会が秋田市で開催されましたが、このマスタープランの名称が人・農地プランとなったことなど、説明は未定稿の資料で行われました。そのため、実際に取り組む内容については、農業者、地域・集落、自治体等、それぞれがどのように取り組むのかという明確な指針が示されず、未確定な部分が多いことから、県とも協議の上で、新年度予算には市の事務費のみを計上したところであります。

今後、人・農地プランの作成が進み、新規就農給付金や農地集積協力金、分散錯圃解消協力金の要望額がはっきりし次第、補正対応をしてまいります。

この、人・農地プランの作成手順としては、最初に市町村や関係機関がアンケート調査等で地域内農業者の意向確認を行い、その後、地域・集落等での話し合いを経て、市町村がプランの原案を作成することになります。そこで市の検討会で原案の妥当性等を審査・検討し、プランが正式決定となります。

次に、規模やエリアについては、集落単位が基本であります。地域の实情によっては、より広域的な取り組みも可能であります。

市といたしましては、人・農地プランは、人と農地の問題を解決する未来設計図の事業として取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、6、TDKの生産拠点再建に伴う雇用への影響と支援策及び市内誘致企業等の情報把握についての（1）再編配置完了後の短中期的生産量と要員計画についてにお答えいたします。

TDKの再編計画につきましては、昨日、三浦秀雄議員の御質問にお答えしたとおりであります。協力工場などでの雇用問題に関しては、関係機関で立ち上げた連絡会議での情報収集を進め、連携した対応策を講じてまいります。

御質問の再編後の生産量や要員計画についてであります。1月10日、本社で上益社長と面談した際には、「電子部品業界は、円高がボディーブローのように効いており、厳しい経済状況の中では、この構造改革をしっかりと進めていかなければならない」と説明され、工場の再編では、「本荘工場を秋田地区の主力工場として位置づけ、集約する」とのことでありました。

TDKの中期ビジョンに関する事業説明会や決算説明会でも、「コンデンサ事業の製品競争力の強化を図り、事業改革の成果を出していく」との方向性を示しておりますが、

現時点では具体的な数値の発表はございませんので、市でもその説明は受けていないものであります。

このようなことから、TDKの短中期的な生産量の見込みなどを、市が安易に申し上げることはできないものでありますので、御理解賜りたいと存じます。

今後も引き続き、TDKの動向に注視し、情報収集に努めてまいります。

次に、(2)市内誘致企業等の情報把握についてにお答えいたします。

国内経済における先行き不透明感は、地域の企業活動にも影響があることから、企業からの情報収集は大変重要なことであります。

本市では、日ごろから企業訪問を行い、経営者や現場の責任者の皆様と情報交換を行っているほか、市が主催する工業振興懇談会や産学財団のコーディネーターと意見交換も行い、企業の情報把握に努めております。これらの情報で業況に変化が見られる企業については、関係機関との連絡調整を図っているものであります。

企業への訪問活動は、企業側との信頼関係を築きながら進める必要がありますので、きめ細かな訪問を行い、情報の把握を進めてまいります。

次に、7、改正障害者自立支援法についてにお答えいたします。

障害者福祉につきましては、国では平成18年より施行されている障害者自立支援法を廃止するとして、新たな法律の制定に向けて検討を進めており、今回の改正法は新法までのつなぎ法として制定されたものであります。

障害者自立支援法等の改正法は、平成22年12月に成立し、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部改正により、平成23年10月からグループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が既に実施されているところであります。

本年4月からの全面施行では、相談支援の充実、障害児支援の強化などが大きな柱となっております。その内容として、障害者自立支援法関連では、利用者負担について、原則、応能負担とすること、サービス利用計画の作成義務化による支給決定プロセスの見直しが図られること、位置づけが明確化された自立支援協議会による相談支援体制の強化が図られるほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村に基幹相談支援センターの設置が制度化されたところであります。

児童福祉法関連では、障害種別等で分かれている施設の一元化、身近な地域での支援の充実を図るため、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行されることなどありますが、現在詳細な取り扱いが順次示されているところであります。

障害者やその御家族が抱える日常生活への不安や健康上の不安などにつきましては、相談支援業務を現在、社会福祉法人及び医療法人へ委託しながらその対応に当たっているところであります。先月からは、カダーレを会場に、障がい児・者相談会を休日開催するなど、新たな取り組みも行っており、今後も相談支援体制の充実を図ってまいります。

市といたしましては、県との連携を密にしながら、法改正に対応していくとともに、障害を持つ方が、地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの充実を図ってまいります。

次に、8、国民健康保険の将来展望についてにお答えいたします。

政府では、社会保障・税一体改革素案について、去る2月17日、大綱として閣議決定

し、その財源である消費税法案を含めて今通常国会での成立を図るため、与野党協議が進められております。

大綱では、国保財政運営の都道府県単位化のほか、「財政基盤の強化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、具体的内容について検討し税制抜本改革とともに実施する。」と明文化されました。

一方、後期高齢者医療制度については、関係者の理解を得た上で制度廃止に向けた見直しのための法案を今国会へ提出するとして、加入者については、国民健康保険や社会保険などに戻すという案も示されております。

現在、県単位の広域連合運営となっている後期高齢者医療制度は、平成20年度の導入以来、ようやく定着している中、今後、事務の混乱が予想されることや将来的な医療保険制度一元化の後退につながるなどとして、関係団体の強い反対意見があります。

国民健康保険制度は、だれもが平等に医療を受けられる世界に誇る国民皆保険制度の一環として、将来にわたって継続し、安定的に運営されていかなければならないものがあります。そのためには、国が定率負担引き上げによる公費負担拡大などの財政責任を果たすことを前提に、その運営を地域の実情に応じた都道府県単位の広域運営とし、国税の徴収を含めた窓口業務については、身近な市町村がその役割を担うべきものと考えます。

本市としては、当面、国の国保財政基盤強化策を注視しながら、具体的な対応案として示されている2,200億円の公費投入効果の検証とともに、こうした対応策が確実に実施されるよう、市長会などを通じて国・県に強く働きかけてまいります。

次に、9、子どものための手当法案不成立の場合の対応についてにお答えいたします。

法案が不成立となり、従来の児童手当法に基づいて手当を支給することになりました。本市が導入しております総合福祉保健システムには、児童手当のメニューをそのまま残しておりますので、システムそのものの改修は必要なく、支給対象者等のデータを移行することで対応できます。

また、特別措置法で可能となった保育料や学校給食費等の手当からの徴収について、本市ではシステム上、対応が困難なことから実施していませんため、影響はないものであります。

しかし、現行の特措法が施行されたときに子供と別居している場合や、児童養護施設などに入所している場合における手当の受給資格要件が変更されておりますので、従来の児童手当に戻った場合でも支給可能かどうか、認定をやり直しする作業が必要になることが予想されます。

また、法案が成立した場合は、4月に新たな申請手続は不要とされておりますが、不成立の場合でも同様かなどについては、不透明な部分が多い状況であり、市民に新たな手続上の負担が生じる可能性があります。

いずれにいたしましても、4月以降は法案成立の可否にかかわらず現行の制度が変わることから、市民への十分な周知を図りながら、6月の支給に向けて事務遂行に努めてまいります。

次に、10、新学習指導要領実施1年目の検証について、11、児童生徒へのがん教育の実施については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 本間議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

10、新学習指導要領実施1年目の検証についてであります。今回の改定につきましては、思考力・判断力・表現力の育成を目指し、授業時数や指導内容が増加されました。

本市では新学習指導要領完全実施に対応するため、今年度、秋田大学の教員による講演会を実施したり、小学校の教職員を対象とした指導計画等を作成する研修会を実施したりしました。

また、県や本市の指導主事、教育委員の学校訪問を通して、教員の指導力向上を目指してまいったところでもあります。

検証の一つとして、市内全小学校の児童、保護者、教職員を対象にして平成24年1月に実施した学力向上に関するアンケート結果によりますと、「先生がわかる授業に努めている。」と答えた保護者は92%、「学校の授業がわかる。」と答えた児童は93%に及んでおります。また、「授業中、自分の考えを発表する機会がある。」と答えた児童は85%でしたので、わかる授業や子供の発表力を高めるなどの授業改善を進め、指導の充実に努めてきたことに対する一定の評価と受けとめております。

しかしながら、一方では指導内容の増加に不安を抱えていることも確かでございますので、教材・教具の整備や指導内容の精選をより進めるなどの授業改善を進めてまいります。

今後とも、指導内容の増加などに対応した授業改善を進めるための学校訪問指導の充実や保護者、地域とのつながりを大切にした学校づくりが一層推進されるよう、情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

次に、11、児童生徒へのがん教育の実施についてであります。がんは心臓病、脳卒中と並び、日本人の三大死亡原因の一つであります。そのため、がんの予防と早期発見の啓発が重要であり、本市の児童生徒にとっても健康な生活と疾病の予防という観点から、大切な課題の一つであると考えております。

平成18年のがん対策基本法の制定を契機に各学校でも取り組んできており、現在、小中学校における、がんについての指導は、保健体育科の授業の中で生活習慣病との関連を踏まえて取り扱っております。特に病気の予防の観点から、喫煙と健康との関係で肺がんや心臓病などさまざまな病気を起こしやすくなることを理解できるようにすることが示されております。

しかしながら、各学校においては、特定の疾病に一定の指導時間を確保するのは困難な面がありますので、がんについての正しい知識やがん検診の重要性については、学級活動や総合的な学習の時間で、生命尊重の立場からは道徳の時間等においても、発達の段階に応じて指導してまいりたいと考えております。

幸い市では、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用助成を行っておりますので、中学生を対象としてがんの正しい知識や予防の意識を指導することの効果も上げられます。

今後とも、保護者などの意向を踏まえながら、保健医療関係者及び関係団体等と連携し、PTA主催の健康教育に関する研修会などを実施するよう、積極的に働きかけてま

いりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 24番本間明君、再質問ありませんか。

○24番（本間明君） 再質問あります。

○議長（渡部功君） 質問内容整理のため、その場で暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番本間明君の再質問を許します。

○24番（本間明君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、2番の災害時の相互援助協定のことでございますけれども、援助協定と応援協定について、また、お互いの負担の持ち分が違うという中身については、災害救助法が適用になれば、国の負担によってどちらがどうだということではないので、余りこだわらなくてもよいのではないかとというような説明でありました。

その上に立ってですけれども、いわき市との関係ですが、答弁によりますと、まだ引き続き協議中だとお伺いをいたしました。相手のあることであって、こちらが一方的に、お互いの援助協定を結びたいということでは、いわき市に申しあげても、相手にいろいろな事情があったり、ほかの市と締結しているから由利本荘市との協定は遠慮するという事情があるのか、災害からもう一年経過しましたから、そろそろそういう意味での落ち着きもあって、お互いに必要とするのであれば時期的には可能なのではないかという思いでお伺いしたのです。

まだ協議中だということは、いわき市さんはまだそういう段階ではないということでは、協議中という答弁であったのかをお伺いいたします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再度の質問にお答えします。いわき市との災害援助協定につきましては、高松市と佐久市と同様に、こちらから遠隔地の援助協定を締結することができないかとお伺いをしたところでありますが、その際に、今この震災と原発事故の影響で、なかなか大変な状況である、一段落するまでいま一度待つてほしいと、こういう旨のお話がありましたので、今援助協定を締結する状況ではないと理解をいたしました。向こうの方も落ち着き次第、再度協議を持ちたいと言っておりますので、相手の立場を尊重していきたいと考えております。

○議長（渡部功君） 24番本間明君。

○24番（本間明君） それでは、3番の本庁舎の建設予定地のことについて再質問しますが、答弁では、当初は国療の跡地に市役所がいくとかいかないとかの構想はなかったと、まさしくそのとおりでございますし、これは柳田市長時代にあそこを国から譲り受けて以来、3つのゾーニングをされて、これまで引き続いていきます。それをもとにしての素案が今回示されました。質問しながらちょっと心配に感じたのが、本庁舎について、可能性としてここに建てかえをするか、あるいはどこかに移転新築するということもあるのかという基本的なところをきっちり押さえておかないといけないということであり

ます。少なくとも国療跡地については、ことし検討委員会が発足をして、基本計画を作成するということから、その中の議論で市役所の移転の可能性も含め、そういう議論が一切なければ、この先市役所が国療の跡地に行くということにはならないと思います。ですから、その可能性について当局が議論をきっちりしなければならないと思います。向こうに行く予定は一切ないし、10年後でもあり得ないのだということであれば検討委員会に諮ることもないだろうと思いますが、国療跡地の基本計画との兼ね合いでどのようにお考えになっているかということについては、急がなければいけないという意味合いでの質問でした。それで、その国療跡地は3つのゾーニングをしていますから、その中では市役所を移転するということには該当しないんです。私の言ってることも一つの矛盾としてあるんですけども、将来構想として例えば市役所が移転する場合の一つの候補地としての考えを皆さんできっちり議論してもらわないといけないというのが私の質問であります。再度その点について市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほど答弁を申し上げましたとおりですが、合併特例債の延長法案については、今国会で審議されているわけであり、情報によれば被災地以外でも5年の延長と伺っておりますが、まだ国会で議決をされていない状況であります。国会での議決を経て、合併特例債が31年まで延長ということになるわけです。本庁舎については耐震補強後の耐用年数は10年～15年、おおむね10年だろうという期間がございます。国療跡地については、昨年の12月議会に初めてたたき台を議会にお示ししました。そのベースになっているのは契約書にうたわれているスポーツゾーン、防災ゾーン、福祉ゾーンという3つの用途であり、それに準じて全体計画を素案として作り上げ、議会に報告したわけです。現時点では、本庁舎の新築や移転ということは考えておりません。この合併特例債の延長法案が今国会で議決をされた段階において、今24年ですからあと6年、7年あるわけです。国療跡地の全体計画あるいは次期総合発展計画は、この24年度からつくっていくわけでありますので、その中でこの本庁舎の新築ということに関していろいろな方面から意見を聞いて、対応していくということです。現時点では国療跡地に移すとか、新築するということは考えておりません。

○議長（渡部功君） 24番本間明君。

○24番（本間明君） 今の件で再度質問をいたしますが、今、市長から契約書という答弁がありました。私の記憶では、国から国療跡地を農家の言葉で言うと12町歩、これを約8億円という格安な価格で払い下げをしていただく際に、国からこういう使途・用途で使うのであれば、この価格で旧本荘市に払い下げしますということがあったように記憶していますが定かではありません。この3つのゾーニングが国から言われている契約の中身で、スポーツ関係、防災関係、福祉関係で使うのであればいいよという、そういう意味の契約であれば、国療の跡地に市役所を移転するという選択についての議論の余地がないのです。私が申し上げていることわかりますか。国療の跡地の位置取りだってあるわけで、市役所の移転先が全然頭にも何もないのであればそれはそれでいいんですが、将来的にそういう構想を持っているのであれば国療跡地の基本計画が変わっていくのではないかと思うのです。その計画が今後検討されるので、その辺の兼ね合いを市長がどう考えておられるか、移転する可能性が全然ないのであれば、私の質問はあとこれ

でいいのです。可能性を含めてお伺いしているわけですから、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 平成17年に用地を取得する際の契約書があります。そこに用途も書いております。それが3つのゾーンになっているわけです。そのもとで8億1,000万円を買ったことになるわけですが、その3つの用途以外に使用する場合には、用途変更というものが生じてくると担当から伺っています。ですから、現時点では本庁舎を国療跡地にもっていくということになると、用途に当てはまらないということになります。移転するという事になれば、当然用途変更という手続が出てくると理解しております。一昨年、指示をして国療跡地利活用計画のプロジェクトチームをつくらせておりますが、そのチームで契約の段階から現在に至るまでの経緯を調べさせ、報告を受けております。間違いと大変ですので、詳細については確認を含めて副市長から答弁をさせますが、現時点では向こうにいくということは考えてもいませんし、国療跡地へもっていくという用途変更が生じるということはないだろうと思います。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） ただいまの市長の答弁を補足させていただきます。

市長が答えたとおりですけれども、当時の厚生省の方から旧本荘市が譲渡を受ける際には、その3つのゾーンに利用するという事で、その利用計画案なるものをつけながら譲渡を受けた経緯がございます。その後、庁内のプロジェクトチームで検討を行ってまいりまして、譲渡を受けてからの時間的な推移等も各担当部署で検討しながら、そんなに大きな変化はないということで、当初の3つの案を尊重しながら、庁内のプロジェクトチームでは案をつくっていきこうということで進めてきております。

本間議員から今御質問ありました、国療跡地に市役所本庁舎がいくことは全く可能性がないのかというお話ですけれども、用途変更という部分に関しまして独立行政法人国立病院機構と協議を行って、病院機構から認められれば、可能性はないわけではないと考えております。

以上です。

○議長（渡部功君） 24番本間明君。

○24番（本間明君） またこの件ですけど、市長は今のところ国療の跡地に市役所を移転するという考えは一切持っておらないということですが、ただ、もう一回確認しますけど、平成24年度に検討委員会が開催され、用途について基本計画をつくるわけで、その中で市からも委員の皆さん方からも何も話もなく、そのまま素案どおりにいったとすれば、当然そういう芽はゼロになるわけです。今現時点でここで対峙してお話している際に市長は考えておらないと言うんですが、市は本当に未来永劫その考えは一切持たないでいくのであれば、そのようなことになるでしょうし、待てよという思いがあればそれなりの議論をしていきながら検討委員会の委員の皆さんに諮るといことも一つの手ではないのかなと思います。将来構想、10年以上も後の話ですが、今ここでそのことを一定レベル議論し、方向性を定めないと10年後に思ってもできないことになるので、私はその点を思いながら今質問しているところですので、その辺の余裕が市長にあるのか、この点についてもう1回お答えをいただきたいと思います。



○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 国療跡地に本庁舎をもっていくという話が出てきているわけですが、私としては、今の財政状況というものを常にシビアに見ているわけですが、やっぱり国療跡地の問題も解決しなければなりませんし、将来的な本庁舎の新築ということも当然頭の中に入れて、場所も含めて可能かどうか検討をしていかなければならないと考えています。ただ、今の時点で、すぐ新築をします、場所は国療跡地ですとはなりません。ただ、市民や検討委員会の皆さんの御意見の中で、3つのゾーンの用途変更をしてでも、例えば市役所本庁舎が、どうせ新築しなければならないのだから、財政的に可能だとすれば国療跡地にもっていったらいいんじゃないかという意見が出た場合には、一応検討をしていかなければならないだろうと思います。今の時点では全く考えておりませんが、全くだめだということではありません。これは大事な問題でありますし、財政的な裏づけも相当検討しなければなりませんので、広く市民の皆さんの御意見をお聞きをして、十分慎重に進めていかなければならないと考えております。

○議長（渡部功君） 24番本間明君。

○24番（本間明君） それでは、6番のTDKの関連で再質問をさせていただきますが、（2）の市内誘致企業等の情報把握についてです。私どももTDK・TDK関連協力企業がどうなるかということに非常に集中して考えがちです。けれども、TDK関連でない企業の中で、かなり苦戦をし、企業名はあえてここでは申し上げませんが、私どもの耳にもよくない情報が入ってきているわけですが、市ではTDK以外の企業の皆さん方から、現時点でどれくらいよくない情報を得ていて、具体的な手を打っているということについて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほど答弁を申し上げた内容以外の話は、まだ聞いておりません。いずれ由利本荘市はTDKを中心に製造業が集積している工業地帯であります。TDKが工場再編をやっているわけでありますから、協力会社等に影響が出なければということで大変心配をしております。そういう意味で企業訪問をすると同時に、先日立ち上げた連絡会議でも情報の収集に努めているところでございますので、新たな情報があるかどうかについては、現時点では聞いておりませんが、担当の部長から補足させていただきます。

○議長（渡部功君） 渡部商工観光部長。

○商工観光部長（渡部進君） ただいま市長が申し上げたとおりでございますが、由利地域の経済雇用情勢に関する連絡会議の中では、現在、TDKグループを含む80社の企業を対象にして訪問活動をしております。現在のところ40社を終わっており、引き続き残りの40社についても訪問活動をしておりますけれども、その中で特に今時点で状況が悪いというようなお話は聞いておりません。ただ、他の産業分野に参入したいというようなお話は聞いておりますので、その辺については今後、訪問活動でカバーをしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡部功君） 24番本間明君。

○24番（本間明君） 今の部長の答弁の連絡会議というのは、私申し上げましたように、

T D K 関連での御議論なり情報収集なんでしょう。私申し上げているのは、T D K が大変だ、それだけに集中しますと情報が片寄ってしまい、そうでないいろいろな業種の企業が本市にはあるわけで、そういった企業からのよくない情報もあります。そういう情報を持っていないということですから、それはそれとして、ここで企業名を挙げればプライバシーの問題もありますので、市の方へ後日相談させていただきます。その点については、もちろんだめだとは言いませんよね。その点だけお伺いをしたいと思います。

○議長（渡部功君） 渡部商工観光部長。

○商工観光部長（渡部進君） 先ほど申し上げましたように、80社と申し上げましたのは、T D K 以外も含めて全部入っているということで私の方は回らせてもらっております。その中で先ほど言いましたように、新分野を検討している企業、あるいは6次産業等を検討している企業もございますので、これをフォローしていきたいと考えております。

もう一つ、その相談に対応していくのかというお話ですが、これは相談に対応させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡部功君） 24番本間明君。

○24番（本間明君） 以上で終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、24番本間明君の会派代表質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

.....  
午前11時07分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会派代表質問を続行いたします。民主党代表、4番作佐部直君の発言を許します。4番作佐部直君。

**【4番（作佐部直君）登壇】**

○4番（作佐部直君） 民主党の作佐部直であります。私ごとではありますが、ことしの1月から民主党秋田県連の常任幹事及び党の由利支部長に就任をいたしました。いまだ未熟かつ浅学非才ではありますが、どうかよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、渡部議長からお許しを得ましたので、6会派6人目のしんがりとなりましたが、民主党を代表して6項目の質問をさせていただきます。

さて、長谷部市長におかれましては、任期4年の掉尾を飾るべく、随所に長谷部色を散りばめた平成24年度の予算案を提出されました。

施政方針でも述べられたように、予定より早く財政再建のめどを立てられた実行力に、改めて深く敬意を表するものであります。

さらに、去る12月議会での私の西目小学校のプール建設を1年前倒しにできないかとの一般質問に迅速に対応され、今議会に8,300万円の予算を計上された御配慮に対し、地域住民ともども衷心から厚く感謝を申し上げます。

また、昨年秋、私が政務調査で和歌山の日高川町に赴き、木質パウダー利活用における実態をつぶさに視察させていただきました。これも12月議会で提案いたしましたところ、早速に新年度の事業実施に向け調査費を計上された御英断にも、重ねて感謝を申し

上げます。

そこで、1の木質パウダー利活用調査事業について質問をいたします。

最初に、(1)の想定する木質パウダー製造施設の規模と費用はについてであります。立地条件や効率性を含めた諸条件の調査結果のいかんとは存じますが、現時点で想定されておられる事業主体及び製造プラントの場所、規模、費用について概要をお知らせください。

次に、(2)の木質パウダーボイラーの導入予定台数と設置箇所はについての質問であります。

これは製造プラントの規模によるでしょうが、導入するボイラーの能力と予定台数及び設置する公共施設等の箇所についてお尋ねいたします。

最後に、(3)の原材確保の見通しと地域通貨システムの適用はについてであります。本市の中山間地には、先人のたゆまざる努力によって築かれた市民の貴重な財産である豊かな市有林があり、搬出間伐の適期を迎えております。さらに、計画的な森林整備計画による施業予定から、木質パウダーの原料確保に不安はないと思われませんが、その見通しについてお知らせください。

なお、和歌山県の実践事例で最も注目すべきなのは、エネルギーの地産地消という理念に加えて、パウダーの原料となる未利用の木材を地域通貨である町内限定流通の商品券で買い上げていることと思われます。つまりは、石油燃料に消費されていた税金が、確実に自治体内、つまり町内で循環するというシステムを構築したことこそ、大きな意味があると言えるでしょう。

日高川町の担当職員の西さんによれば、「1トン当たり3,000円で原料の間伐材を買い上げることで、持ち込む林家が油代を差し引いても晩酌代の足しにできるシステムだ」とのことでありました。これを軽トラックに換算すれば、1台当たり1,000円に当たります。

かつてのように農閑期に人々が山に入り、切り捨てでない間材が進められれば、おのずと美しい森林景観が生み出され、国土の保全や観光客の誘因にもなるでしょう。この調査事業は、新年度の新規事業の目玉の一つでもあります。

また、森林の保全や林業の振興、ひいては地球温暖化防止にも資する夢のある計画ですので、長谷部市長の意欲あふれる御答弁をお願いするものであります。

次に、大項目の2、震災を教訓とした防災対策の強化についてお尋ねをいたします。

東日本沿岸に未曾有の被害をもたらした大災害から早くも丸一年が過ぎようとしております。いまだ復興途中にある被災地の皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

そこで、(1)の消防救急無線のデジタル化のビジョンはについての質問であります。今議会に基本設計の予算が計上された消防救急無線は、災害時には市民の安全・安心確保の命綱となる、まさに究極のライフラインであります。

私は平成21年12月10日、当選後の初議会で消防救急無線のデジタル化の整備計画と費用負担について一般質問を行いました。それに対して長谷部市長からは、「移行期限の平成28年5月に合わせ、平成24年度に基本設計を、25年度に実施設計、26年度には本工事に着手し、27年度で完成、平成28年度当初からの運用を予定している」との答弁でございました。

また、整備費用とその財源については、「事業費総額が11億1,000万円余り、その財源内訳として国庫支出金8,000万円、合併特例債1億6,000万円、地方債7億6,000万円、一般財源1億1,000万円を見込む」とのことでありました。次に私が指摘しましたのは、デジタル化により現在の150から260メガヘルツ帯へ移行することで、通話到達距離が半分ほどに短くなること。現行のアナログ150メガヘルツ帯は、近・中距離の通信には最も適しており、ビル街や山岳地帯でも比較的到達しやすいため、世界各国で防災行政、警察、航空、船舶などすべての重要通信で使用されていること。これに対してデジタルの260メガヘルツ帯は、UHFと同じで直進性が強く不感地帯が生ずるため、都市部や本市のように中山間地の多い場所では、新たな無線中継局の設置が必要になり、その建設費用が膨大になること。もし津波などで中継局が被災すれば、緊急通信の確保が不可能になり、災害に対して現在より脆弱なシステムになるという懸念でありました。

さて、ここに総務省が実施した東日本大震災による消防救急無線の被災状況に対するアンケート結果があります。アンケートの実施期間は、昨年平成23年7月7日から29日、実施対象は岩手県、宮城県、福島県の全36消防本部であります。

それによりますと、大震災による消防救急無線の被災状況は、被災なしが28%（10消防本部）、被災ありが64%（23消防本部）、消防組織が壊滅して無回答（3消防本部）の8%を加えますと、実に7割以上の消防本部の消防救急無線が被災したという、驚くべき結果が報告されております。

その主な被災内容としては、津波による庁舎浸水に伴う無線機器の水損であります。②指令台の破損、③消防救急無線アンテナの破損、④消防本部を含む基地局の停電、⑤庁舎、基地局、携帯局の流出という回答でありました。

これら大震災の教訓を踏まえて、11億円以上の多額の予算が費やされる消防救急無線のデジタル化について、改めて当局のビジョンをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、（2）の複数の災害情報配信システムの運用と整合性についてはお尋ねいたします。

本市には、既に全市をカバーするケーブルテレビ網を利用したIP電話での災害情報配信システムがあったことは、御承知のとおりであります。

しかしながら、去年3月11日の大震災には、長時間にわたって全市内が停電に見舞われ、緊急時にその機能を果たすことができませんでした。

ところで、今議会には危機管理課の所管として、携帯電話を活用した消防・防災情報メール配信事業の予算が盛り込まれております。加えて、消防新庁舎建設の基本設計の概要によれば、災害発生時におけるテレホン案内の自動化や携帯電話へ災害情報を一斉配信する多機能情報配信システムの配備も予定されております。

そこでお尋ねしたいのは、どの部署がこれら3つのシステムを統轄・機能させ、その連携と整合性が、緊急時にどう図られるのかということでありました。もちろん複数の配信システムができることでリスクの分散が図られることはまことに結構なことです。実践的な災害訓練の実施も含めて、これらのシステムの連携がどうとられるのか、現時点での市長のお考えをお聞かせください。

次に大項目3、鳥海ダム工事事務所の設置要望について、調査事務所設置20年目を機に一步前進をについてお尋ねをいたします。

鳥海ダムは、昭和45年、秋田県が建設の予備調査を開始しましたが、昭和63年からは国に調査が引き継がれました。その後の平成5年には、鳥海ダム調査事務所が旧本荘郵便局跡に開所され、本格的な実施計画調査が開始されております。また、平成15年からは、カダーレに隣接する現在の市所有施設に移転をし、ことしでちょうど開設20年目という節目の年を迎えました。

本市でも、当初から鳥海ダム建設促進期成同盟会への負担金として毎年22万円を支出し、その総額は20年間で440万円に及びます。

しかし、実施計画調査に着手してから投じられた国費は、事業費ベースで平成21年度までに53億円であり、全体事業費約960億円に対して進捗率が約6%に過ぎません。

本市としても長谷部市長を先頭にダムの早期完成を働きかけており、現在は事業の再評価が進められている最中ではありますが、そろそろ一歩前に踏み出すべき時期ではないでしょうか。そこで私は、調査事務所から工事事務所への前進基地として矢島地域の勤労青少年ホームの利活用を御提案したいと存じます。

御承知のように少子高齢化と人口減少により、青少年ホームのかつてのにぎわいは失われ、現在は、ほぼ空き家状態となっており、ほとんどの利用者は日新館に移っているとのことであります。また、隣接していた矢島中学校が移転新築されたことで、町の中心部への人足が途絶えがちになったとの嘆きの声も多く聞かれます。

伝え聞くとところによりますと、現在の桜小路の調査事務所は、使い勝手が余りよくなく、駐車場も不足がちだとのことであります。

ところで、矢島の青少年ホームは、敷地面積が9,808.5平方メートル、建築面積が864.5平方メートルあり、隣に旧矢島中学校の敷地が1万3,000平方メートルもあります。

現在の矢島地域は、国鉄の駅や営林署、法務局もなくなり、警察署も幹部交番となりました。工事事務所としての矢島への移転は、鳥海地域へのアクセスもよく、矢島中心部のにぎわいづくりにも大きく寄与するものと思われまます。この際、長谷部市長の英断によるトップ交渉に臨まれ、調査事務所から工事事務所への前進を積極的に国に働きかけてみたらいかがでしょうか。どうか忌憚のない御所見をお聞かせください。

なお、移転実現の暁には、職員及び関係者の皆さんの由利高原鉄道での通勤を、ぜひ御奨励くださいますようお願いを申し上げます。

次の大項目4は、市たばこ税の推移と本市の分煙対策について、過去5年間の歳入の推移と分煙の基本理念はについてであります。

平成24年度一般会計予算書において、歳入1款4項1目の市たばこ税は、予算額が5億3,900万円であり、対前年度比で8,700万円の増収と計上されました。

昨今の厳しい経済状況下、貴重な市の単独財源である他の6項目は、実質的には軒並み減収の見込みとなっております。そこで、市たばこ税の過去5年間の歳入の推移と、平成24年度に増収となる根拠についてお知らせください。

さて、たばこの税負担率は6割以上であり、例えばマイルドセブンは、現在1箱20本入りで410円ですが、その税額は264.4円です。内訳として、国たばこ税が106円、地方たばこ税が122円、たばこ特別税が16.4円、消費税が20円であり、価格中の租税割合は消費税を含めれば約65%となるものであります。つまり、愛煙家は、たばこ1箱吸うごとに国・県・市町村の税収に264.4円の多大な貢献をしていることをこの際ぜひ御承知

おきください。

ところで、2月17日、市役所正庁で行われた新年度予算の勉強会の終了後、市内のホテルで優良技能者に認定された職人さんたちの表彰式がありました。ちなみに、職人には昔から一服という慣習があり、午前10時と午後3時の休憩時間がそれに当たります。これは、集中力減退による能率の低下やけが防止、仕事の段取り整理のためであり、言わば作業時間の句読点として現在でもそれが広く多業種にわたって習慣化されてきました。

しかし、その後の懇親会冒頭で、市職員から「市が主催する懇談会の会場は禁煙とさせていただきます」という旨の発言があり、各テーブルにホテルが配置した灰皿が一斉に撤去されました。会場に使用されたホテルは、市が借り受けた民間施設であり、それぞれに経営方針がある以上、少しやりすぎだったのではないのでしょうか。なぜなら、市が管理する公共施設で禁煙などの管理規則を定めることは可能ですが、それにしても条例等による規定が必要となります。日本は法治国家であり、特に定めがなければ喫煙は決して犯罪でも違法でもありません。ただし、喫煙者のマナー遵守は、もちろん言うまでもないことであります。

さて、日本初の路上喫煙禁止条例は、2002年の東京都千代田区で施行され、同時に違反者への罰金2,000円も適用されました。また、2010年4月には、神奈川県で全国初の受動喫煙防止条例が、賛否こもごもの大議論を巻き起こしながらも施行されております。

そこでお尋ねをいたします。市たばこ税の増収を予算に計上しながら、市の行事では禁煙を強制するのは、明らかな自己矛盾ではありませんか。また、市の公の施設における喫煙所の設置状況には、ぴんからきりの著しい不均衡があります。長谷部市長は、お見受けしたところ喫煙者に対しては寛容のようではありますが、何とぞ惻隱の情とともに、この機会に本市の分煙に対する基本理念をお知らせください。

次に、大項目5の公の施設の使用料見直しについてでございます。

まず、(1)の免除や減額措置の運用基準の緩和を図れないかについてお尋ねをいたします。

これまで公の施設の使用料は、合併市・町の料金体系、減額・免除制度などをそのまま引き継いだため、算定根拠が不統一となっていました。使用料見直しは、市民の負担の公平性確保と適正化を図るためであり、それ自体は妥当で必要な措置なのですが、いざ施行となった時点で、幾つかの問題点が浮き彫りになってまいりました。

例えば、西目公民館シーガルの講堂は、維持管理・貸し出しに要する費用の原価算入種別では、1平方メートル1時間当たりの原価の施設に該当します。したがって、その活動に広い面積を要する団体ほど使用料金がかさむ計算となり、いささかしゃくし定規の感がいなめません。そのため、長い伝統を誇る学習団体である耕心大学の例では、820円の原価が5割減額で410円となりますが、月1回5時間使用で年間10講座でありますので、使用料金の総額はこれまでの無料から2万500円にもなります。同様に、地域活性化に貢献しておりますはまなす太鼓同好会が2万4,600円、西目よさこいが1万6,400円との試算になりました。

市では激変緩和措置として、新使用料が現行の2倍以上になる場合は、急激な負担増にならないよう配慮するとのことでありましたが、このようなケースをどう扱うのか、

長谷部市長の温情あふれる御答弁を求めます。

次に、（２）の生涯学習団体等からの意見聴取と不安解消はについてお尋ねをいたします。

公の施設の使用料見直しは、本市の行革の主要課題ですが、施設利用団体の大半にかかわる教育委員会としては、各団体への事前説明に大変御苦勞されたことと存じます。伺うところによりますと、各地域協議会や生涯学習団体などへの説明会で、行革担当課に教育委員会職員が同行されまして丁寧な説明を繰り返されたようであります。その際に市民から出されました主な意見及び不安や不満などについて、生涯学習部門のすべての利用団体を見通す立場におられる佐々田教育長御自身の率直な御感想と御所見をお聞かせください。

最後に、６、観光文化振興課の創設と事務分掌についての（１）窓口の複雑化から円滑な市民対応は可能かについてお尋ねいたします。

今議会に提出された議案第７号の組織条例の一部を改正する条例案によれば、文化課の分掌であった（１）芸術文化行政の基本方針策定及び事業調整に関すること、（２）芸術文化の振興に関すること、（３）芸術文化団体等との連携に関すること、が４月から新設される観光文化振興課に移管するとされております。これは、2014年に開催予定の国内最大の文化の祭典国民文化祭に向けて秋田県の機構改革に歩調を合わせた措置かと思われまゝ。また、これも私が12月議会での一般質問で、「鳥海山を生かした観光と文化の振興が本市の生命線である」と申し上げ、「農林水産部、商工観光部、教育委員会の連携は十分か」と当局の今後の方針をお伺いいたしました。それに対し、まさに我が意を得たりというべき長谷部市長の今回の御英断ではありますが、いささか懸念いたすところもございます。

まず第一に、文化行政は専門的知識が必要とされる分野であり、担当職員の養成にも長い現場経験が不可欠なことは言うまでもありません。かといって、現在の文化課のスタッフが観光部門に移るとなれば、今でも少ない人数でふえ続ける開発行為に伴う発掘調査に対応していることから、今後予定している市の事業に滞りが発生しかねません。

そこで御提案ですが、団塊の世代の大量退職等により、市内にも豊富な経験を持つ人材が数多く埋もれております。市長部局との連携強化や４月からの即戦力として、人材発掘調査をしてみたいかでしょうか。

さらに、今回の条例改正案では、商工観光部門に移管された各号のほかに芸術文化に関する条項が、教育委員会の所管にも残されました。結果として、文化行政が文化課、観光振興課、カダーレ管理課にまたがるなど、市民にとって窓口がかなりわかりにくくなったと思われまゝ。３カ所に分かれた文化行政の事務分掌を長谷部市長の口からわかりやすく御説明くださるようお願いいたします。

次に、（２）の市長部局との密接な連携をどう構築するのかについては、佐々田教育長にお尋ねをいたしたいと存じます。

教育長からは、「鳥海山を生かした観光と文化の振興のために、市長部局との連携の一環として、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業の実施に向け、取り組んでいきたい」旨、12月議会での積極的な御答弁がありました。

教育委員会の西目地域移転に加えて、実際に機構改革が目前に迫った今、改めて具体

的な連携構築のあり方について、考えをお聞かせください。

以上で、私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、作佐部直議員の会派代表質問にお答えします。

最初に、1、木質パウダー利活用調査事業についての（1）想定する木質パウダー製造施設の規模と費用はについてお答えいたします。

木質パウダー利活用事業については、木質パウダー製造施設を本荘由利森林組合が事業主体となり、国の補助事業を活用して建設するとともに、市が公共温泉施設などの既存ボイラー設備と併用して木質パウダーボイラーを設置し、エネルギーの地産地消と温室効果ガスの削減、さらには、地域林業の活性化を目指して実施しようとするものであります。

現在、国内で稼働している木質パウダー製造施設は和歌山県内だけであり、先般、森林組合も現地視察を行い、施設規模については同等程度を予定していると聞いております。

和歌山県で稼働している施設は、年間生産能力が約700トンほどであり、パウダー製造施設の設置費用は約1億円ほどかかるようではありますが、加えて、前処理工程のためのおが粉製造施設、重量の計測をするトラックスケール、パウダーを運搬する車両購入などが必要となるようであります。

先進地である和歌山県の施設は南国であり、本市とは気候的に大きな違いがあります。特に冬期間の使用量について大幅な差が出るものと思われることから、規模については今後詳細に検討していくとのことでありました。

また、施設の建築場所については、材料ストックなどのため、ある程度の敷地面積が必要であることや生産コスト削減のためにも1カ所に集中して整備することが必要であること、おが粉を製造する時の騒音対策、車両の出入りなどの問題などを考え、広く適地を探しているとのことであります。

市といたしましても、本事業については、連携して進める必要があることから、本荘由利森林組合とは緊密な連絡を取り合いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）木質パウダーボイラーの導入予定台数と設置箇所はについてお答えいたします。

市といたしましては、先ほどお答えしました木質パウダー製造施設で生産された木質パウダーを活用し、それをエネルギー源として公共施設の温泉施設で活用していくことを考えているところであります。その木質パウダーボイラーについては、先進地を視察した状況では、すべて同じ性能であり、設置する施設の規模に合わせて1基から2基、3基と増設し、熱量をふやしていくものであります。

導入台数については、森林組合が現在計画しているパウダー製造施設の年間生産能力を約700トンと想定しますと、最大で8基のボイラーが設置可能と考えております。ただし、先ほども答弁いたしましたように、気候の違いによる使用量の変動が見込まれることや設置する温泉の規模により、設置する台数も変わってまいります。

また、木質パウダーボイラーの設置は、既存のボイラーと併設することから、故障や



メンテナンスによる営業休止をしなくてもよいなどのメリットもあります。

そのようなことから、比較的小規模な温泉施設などへの設置の可能性や設備の経費、効果などについて調査する必要があることから、昨日、三浦秀雄議員にお答えいたしました。現段階では西目地域のかしわ温泉、岩城地域の伝兵衛湯荘など6カ所を見込み、新年度予算で調査業務委託費を計上しております。

次に、(3) 原材確保の見通しと地域通貨システムの適用はについてお答えいたします。

パウダーの原材料は、木材であれば樹種はほとんど影響はないようではありますが、山林の立ち木を切って搬出するとなれば費用がかかり過ぎることから、補助事業を活用した杉の間伐材や林地残材などが主な原材料となると考えております。

12月定例会でもお答えしておりますように、本市には市有林だけでも4万から5万立方メートルの間伐材が出ていることから、原材確保は十分可能と考えております。

また、先進地として木質パウダーを製造する和歌山県森林組合連合会では、個人の方が1トンの木材を搬入すると3,000円で購入し、さらに町が3,000円の地域通貨券を交付しておりました。その地域通貨券は、二酸化炭素を売買するクレジット売却収入で賄っているとのことであります。

市といたしましても、地域通貨券の交付を第一の候補として検討していきたいと考えておりますが、製造コストや市で購入する木質パウダーの価格等により、金額を含め今後協議してまいります。

市民の方々の山林からの搬出や市有林からの林地残材を搬出することは、森林の整備にもつながり、森林資源の有効活用にも結びつくことから、市のバイオマスタウン構想とも合致し、林業の活性化が期待されると考えております。

次に、2、震災を教訓とした防災対策の強化について、(1) 消防救急無線のデジタル化のビジョンはについてお答えいたします。

初めに、デジタル化整備スケジュールについては、平成21年12月定例会でお答えしたとおり、平成24年度基本設計、25年度実施設計、26年度工事着工、27年度完成、その後運用開始を予定しております。

また、整備費用につきましては、事業費総額で約11億円と見込んでおりますが、平成24年度の基本設計におきまして、各種調査の結果を踏まえ、改めて積算いたします。

次に、デジタル化に伴い、アナログ方式とデジタル方式の比較についての御指摘についてであります。平成22年度に全国で6カ所の消防局・消防本部において、総務省消防庁の実証試験が行われました。その結果、基地局に2本以上のアンテナを設置し、最も強い電波を選択するダイバーシティ方式を用いることにより、アナログ方式とほぼ同等の到達距離を確保できると報告されております。

なお、中継基地局の配置については、電波伝搬調査・現地調査などの結果を踏まえ検討するとともに、既存施設・設備の活用なども含め整備費用の精査をしてまいります。

次に、東日本大震災による消防救急無線の被害を教訓とした対策であります。地震対策として新消防庁舎の通信指令室を免震構造とし、通信機器を保護いたします。

また、長時間の停電対策として、庁舎や無線基地局などにそれぞれ非常電源装置を設置するとともに、無線機器などの被災対策として衛星携帯電話の配備や防災行政無線な

どの活用を考えてまいります。

消防指令センターと基地局を結ぶアプローチ回線については、情報を伝達する最も重要な回線であり、有線回線の利用だけではなく、多重無線回線による整備も含め、災害時の通信手段の確保に万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）複数の災害情報配信システムの運用と整合性についてはお答えいたします。

災害時における市民等に対する情報伝達手段につきましては、同報系防災行政無線、サイレン吹鳴、ケーブルテレビなどの通信機器による伝達に加え、電話や広報車による伝達を行ってきております。

去年は、大雪、東北地方太平洋沖地震のほか、大雨や台風による被害が発生し、その都度、必要な手段により市民を含めた関係機関へ情報の伝達を行ってまいりました。

とりわけ、東北地方太平洋沖地震やその後の余震では、大規模な停電により、ケーブルテレビはもとよりＩＰ電話や音声告知放送などの通信機器が不通となり、迅速な情報の伝達ができなくなったことで、市民へ不安を与えたことは真摯に反省すべき点であると認識しているところであります。

ＩＰ電話や音声告知放送につきましては、公共施設や集会所には無停電装置を設置しており、停電から３時間程度は利用できますが、一般の加入者宅には莫大な経費が必要となることから、無停電装置の設置は困難であると考えております。

これらを踏まえ、災害時における市民などへの情報伝達につきましては、従来の手法に加え、平成24年度に危機管理課が導入を予定している携帯電話やパソコンへの消防防災メールを配信する事業を計画しております。

また、平成26年度の新消防庁舎建設に伴い、高機能消防指令システムを導入して、火災や事故状況等を電話で自動案内する装置や火災情報を危機管理課の消防防災メールへ転送する機能を活用しながら、リスク分散による多角的な情報配信に努めてまいりたいと考えております。

消防防災情報は、市民、消防団、自主防災組織や消防を含む市職員など、情報配信する分野と情報の種類が異なることから、消防関連情報については消防本部が、防災情報は危機管理課が主導的役割を果たしてまいります。

また、大手携帯電話会社が運用する、いわゆるエリアメールや災害時に優先して使用できる避難所への特設公衆電話の設置、公共施設の災害時優先電話の拡張とあわせ、その情報伝達手段の充実・強化に努めるとともに、これら複数の情報伝達手段を活用しての避難訓練や情報伝達訓練などを並行して行いながら、安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３、鳥海ダム工事事務所の設置要望について、調査事務所設置20年目を機に一步前進をについてお答えいたします。

鳥海ダム建設事業につきましては、現在、鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場が開催され、これまで治水対策や利水対策、流水の正常な機能の維持などの観点から検討が行われており、次回開催予定の第４回検討の場では、総合的な評価の検討を行うと伺っております。

こうした検討の場を経て、国土交通省の対応方針が決定した後、政府の判断により、鳥海ダム建設事業の方向性が決定することとなります。

市といたしましては、鳥海ダム建設事業については、強力にその建設を要望しているところであり、建設への方向が決まり次第、工事事務所設置に向けた動きが出てくることになっていると伺っております。

御提案のありました矢島地域への設置につきましては、地域活性化への大きな力になる一つの考え方であると思っておりますので、相手のあることでありますが、そうした対応についても検討したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、市たばこ税の推移と本市の分煙対策について、過去5年間の歳入の推移と分煙の基本理念はについてお答えいたします。

市たばこ税は、景況等の影響を受けにくく安定性の高い、貴重な一般財源であります。歳入の推移であります。平成18年度は5億6,000万円余りでありました。その後、消費の減少に比例して減収しておりましたが、平成22年10月の税率改定により増加し、平成23年度は最終的に5億7,000万円余りになるものと見込んでおります。

新年度予算においては、このような状況と喫煙人口の減少が進むと予想されることを勘案し、税収を見込んだところであります。

また、本市の分煙対策についてであります。たばこの健康への害と人々の健康指向に伴い、国が定めた健康増進法では、「学校、体育館、病院、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、その利用者について非喫煙者の受動喫煙を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、こうした施設では、原則として全面禁煙であるべきとの通知もあります。

嗜好品であるたばこについては、愛煙家の方々のお気持ちを察するところもありますが、受動喫煙を防止するための分煙は厳しく進めなければならないと考えております。こうしたことから、これまで市では市の施設に分煙スペースを設けるなど、非喫煙者の受動喫煙を防止する措置を講じるとともに、各種会合などの会場内は禁煙としてきており、さきの優良技能者表彰式祝賀会の席でも禁煙とさせていただいたところであります。

市の施設については、その施設の実情に応じ、ケース・バイ・ケースで対応せざるを得ず、施設によって分煙対策の運用や形態がまちまちであることは否めないところであります。市の施設は多様であり、また、費用対効果などの面から分煙対策の基準を一律とすることは難しく、当分の間は現状の対応によるものと考えております。

なお、たばこ税は本市にとって貴重な財源であることは理解しておりますが、目的税ではないことから、その用途は限定せず、市民生活全般のための事業に広く活用してまいりたいと考えております。

次に、5、公の施設の使用料見直しについて、(1)免除や減額措置の緩和を図れないかについてお答えいたします。

減額・免除制度は、受益者負担の原則から特例的な措置であることの性格づけがなされているものであり、これまで本市ではその運用対応が統一されておらなかったことから、このたびの使用料の見直しとあわせ、他の自治体の多くの事例も参考にしながら、その内容を検討してきたものであります。

減額・免除基準につきましては、昨年6月から7月に開催された各地域協議会で使用

料の見直しの説明をさせていただいた際、「減額・免除の対象となる団体について具体的な内容を示してほしい」など、多くの御意見・御要望をいただいたことから、これまでの施設利用における減額・免除の実態との整合性にも留意するとともに、生涯学習や福祉、まちづくりなどに関する活動を自主的に運営する団体への活動支援のため、多くの先進自治体でも採用している減額・免除団体の登録制度を導入し、市民活動団体の施設利用について考慮したところであります。

また、使用料の見直しや減額・免除基準の内容につきましては、2度にわたり各地域協議会で説明するとともに、広く周知するため、市の広報やホームページに掲載してきたほか、施設単位で説明会を開催し、直接利用者団体に説明するなど、できるだけ丁寧な周知と説明に努めてきたものであり、引き続き対応してまいります。

今後、減額・免除基準の運用において改善が必要となれば、見直しの検討を行うとともに、使用料につきましても社会情勢の変化や実勢に適応した使用料とするため、必要な情報を毎年度整理しながら、原則3年ごとに見直しを行うこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

いずれにいたしましても、市民の皆様には、御不明な点がございましたら、遠慮なく担当課や施設の窓口にご相談いただきますよう、お願いするものであります。

次に、(2)生涯学習団体等からの意見聴取と不安解消については、教育長からお答えいたします。

次に、6、観光文化振興課の創設と事務分掌について(1)窓口の複雑化から円滑な市民対応は可能かについてお答えいたします。

平成26年度に国内最大の文化の祭典である国民文化祭の本県開催を見定め、本市の観光と文化を全国にPRするチャンスととらえ、一体的に取り組むことと地域の伝統文化や芸術を観光資源として活用し、観光振興を図ることを目的に観光文化振興課を新設いたします。

課の新設により、教育委員会文化課の事務分掌のうち、芸術文化の振興、芸術文化団体の指導・育成、美術展に関することが観光文化振興課の所管となります。

作佐部議員の御質問の窓口の複雑化による市民対応については、芸術文化の窓口を観光文化振興課に一本化することで支障はないと考えております。

今後、市民や関係団体へ説明や広報により周知徹底してまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

また、芸術文化に精通した専門的な職員OBの人材活用については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)市長部局との密接な連携をどう構築するのかについては、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 作佐部議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

5、公の施設の使用料見直しについての(2)生涯学習団体等からの意見聴取と不安解消についてはお答えいたします。

このたびの公の施設使用料の見直しにおきましては、1つは受益者負担の原則、2つには算定方法の明確化、3つ目は減額・免除基準の統一、の3点を基本的な考え方として、合併後初めて統一したものであり、市民の負担が過剰にならないよう配慮しながら検討・協議をしてきたところでございました。

この見直しに伴い、地域によっては、これまで費用負担のなかった団体に対して応分の費用負担をお願いすることになることから、利用者の皆様からは減額・免除制度に対するさまざまな声が寄せられております。

教育委員会といたしましても、施設利用者の御意見を広くお聞きするため、昨年6月から12月にかけて2度にわたって各地域協議会に伺ったほか、各地区懇談会や各施設ごとの利用団体説明会など、あらゆる機会をとらえて見直し案の説明と意見交換を実施してまいったところでございました。

こうした説明の中では、受益者負担の原則の明確化や基準を統一したことに対する理解と評価をちょうだいした一方、減額・免除への配慮を求める要望や市民活動団体の認定についての質問・要望などもいただいております。

今後も引き続き、使用料見直しの3点の基本の考え方をもとに、検証をしながら、市民の皆様の意見・要望を十分にお聞きし、施設利用者への丁寧な説明と制度の周知に努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、観光文化振興課の創設と事務分掌について、(2)市長部局との密接な連携をどう構築するのかがありますが、本市の芸術文化の振興につきましては、総合発展計画におけるまちづくりの目標に「豊かな心と文化を育むまちづくり」を掲げ、かつ教育の基本方針にも芸術・文化の振興を掲げ、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

新たに創設される観光文化振興課を中心として、本市が目指す文化と観光の一体的な振興を図ることは、今後、県と市が一体になって進めていく上で、よりスムーズな事業展開と事業効果が期待できるものと考えております。

特に平成26年に開催される国民文化祭においては、本市の文化を十分に生かした特徴ある事業を展開する上で、より効果的であると考えております。

一方、芸術・文化は、本市の教育を支える上でも重要な分野であり、本市の将来を担う小・中学生を対象とした本物の舞台芸術の鑑賞機会の充実や、市民の文化活動意欲の高揚を図るための施策については、観光文化の振興と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

さらに、鳥海山を生かした観光と文化の振興に関する事業につきましても、より一体となって積極的に事業実施できるものと考えているところであります。

とりわけ、文化庁の文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業においては、本市の文化と観光振興の一体化による利点を十分に生かし、大物忌神社を中心とする国指定史跡「鳥海山」の観光振興や鳥海山文化の研究資料の作成、本海獅子舞番楽や鳥海山北ろくの獅子舞番楽などの民俗芸能の公開、さらに、歴史文化にかかわる著名な人による講演会や、また講習会等を開催いたしまして、文化財案内人等の人材養成により、本市の歴史文化の香り高い風土を育てることに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（渡部功君） 4番作佐部直君、再質問ありませんか。
- 4番（作佐部直君） 1番の木質パウダー利活用調査事業について再質問をいたします。市長の御答弁では、公共施設への設置について、西目・岩城の施設を含め6カ所というお話でした。差し支えなければ、残りの4カ所をお知らせいただけますか。
- 議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 西目地域のかしわ温泉、岩城地域の伝兵衛湯荘に加え、矢島地域のユースプラトー、由利地域のゆりえもん、旧鮎川小学校、矢島地域の由利高原鉄道矢島駅舎に計画しているところであります。
- 議長（渡部功君） 4番作佐部直君。
- 4番（作佐部直君） ありがとうございます。
- この原料のある中山間地域、一般的に東由利、大内、矢島、鳥海とイメージされますけれども、この調査事業が一たん成果を見ますと、今後、他地域へこれを波及させていくというお考えはお持ちでしょうか。
- 議長（渡部功君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 本荘由利森林組合の管内は、にかほ市を含むエリアになっておりますので、今後連携した取り組みを提案してまいりたいと考えております。
- 議長（渡部功君） 4番作佐部直君。
- 4番（作佐部直君） なお、現在イメージされているのは、小規模温泉施設ということでもあります。藤原副市長もごらんになったと思いますが、ユニット形式ですので大規模なものには台数をふやせばいいというのは市長の御答弁にもありました。いわゆるフレキシブルにさまざまな大から小まで対応できるボイラーではあります。
- 実際そのボイラーの用途は、温泉施設だけではなく、例えば園芸施設、農業施設のハウス、それから統合された小学校及び福祉施設、こういったものにも適用が可能と思われます。それについてのお考えはいかがでしょうか。
- 議長（渡部功君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） その点については農林水産部長から答弁をさせますので、よろしくをお願いします。
- 議長（渡部功君） 佐藤農林水産部長。
- 農林水産部長（佐藤一喜君） この事業における温泉施設以外の活用ということでございますけれども、現在考えられているのは、今、作佐部議員からもお話ありましたような農業用ハウスへのボイラー設置ができるのではないかという考え方はしてございます。ただし、どの程度の設備費や効果が期待できるものか、その辺は未知数でございますので、今後の研究課題としていただいております。この農業分野で活用できれば、先進的な取り組みということにもなりますので、積極的な情報収集を図ってまいりたいと考えているところであります。
- 以上でございます。
- 議長（渡部功君） 4番作佐部直君。
- 4番（作佐部直君） 情報収集というよりも、今回の調査事業において農業用のほか、福祉用などに適用できないかということをお考えいただきたいという旨の再質問でございました。

もう一つお願いします。このボイラーですけれども、これは最初、よそから買ってくるという形になるかと思うんですが、ここの地域のものづくりの能力を十分生かしまして、産・学・官共同で高効率の木質パウダーボイラーの開発を地元の製造業の方々に働きかけるお考えはないでしょうか。市長の御答弁をお願いします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ただいまのボイラー開発についての再質問に対しては、産・学・官の共同研究もありますので、前向きに取り上げ、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡部功君） 4番作佐部直君。

○4番（作佐部直君） 教育長さんの方からは、私にも、ケーブルテレビでごらんの市民の皆様にもわかりやすい御説明でよかったですと思います。それで、今後いろいろな質問や御意見が寄せられると思いますけれども、どうか御丁寧にくみ取って御相談に乗っていただければ幸いです。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 以上で民主党代表、4番作佐部直君の会派代表質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第2、これより一般質問を行います。

17番長沼久利君の発言を許します。17番長沼久利君。

【17番（長沼久利君）登壇】

○17番（長沼久利君） 昨年に引き続き、積雪の多い、寒さの厳しい今冬でありましたが、建設部長を本部長とする除雪対策本部の賢明で機転のきいた作業等により、市民の暮らしの不安を解消してくれました。壇上からではありますが、市民にかわって感謝申し上げさせていただきたいと思っております。

きのうきょうと会派代表質問がありました。大所高所からの見識ある質問でありましたけれども、私は高齢者や子供、児童生徒、事業者、そしていろいろな組織で頑張っている方々の、その息遣いをしっかり受けとめながら一般質問をさせていただきたいと思っております。

大項目1番、地域主権一括法施行からについて伺います。

この国のかたちを再構築するとの方針のもと、地方分権、地域主権改革の中で昨年4月には第1次一括法が、そして8月には第2次一括法が、政局絡みの国会の中で成立したと伺っております。

一括法の意義は、これまで国が地方をさまざまな基準で縛ってきた義務づけや枠づけの見直しであり、1つ目に、国が決めた基準を条例で規定すること、2つ目に、国による関与の廃止や緩和、3つ目に、計画策定義務の廃止などということでありまして、都

道府県、各自治体で4月からの実施に向けた準備を始めているとの報道でありました。

地方分権改革推進委員会は、司法権の分権であり、条例制定権の拡大につながると述べております。

さて、義務づけ・枠づけの見直しについて、条例の制定があるわけでありすけれども、そこで市町村に關与する事項を調べてみましたら、介護福祉サービス事業の設備・運営基準、そして公営住宅整備基準や入居すべき低所得者の収入基準、さらに公共下水道の技術的基準、終末処理場の維持管理基準、そして公民館図書館等の運営審議会・協議会の委員委嘱の任命基準等々でありました。さらに権限移譲につきましては、多くの事務が事務処理特例で市町村に移譲されていると伺っております。本市にとってそういう状況下での質問であります。

1番目に、義務づけ等の見直しに関して想定される影響や具体的な事項はについて伺うものであります。

2番目に、権限移譲による問題点や課題はあるか。

3番目に、今回の法定移譲のための経費負担は市町村とされているが、財政的な影響等はあるかについて伺います。

大項目2、公の施設の見直し計画からについて伺います。

厳しい財政状況下、地域の実情に配慮した行政サービスの提供と効率的な管理運営を目指して、平成21年7月に定めた公の施設の見直しに関する基本方針に基づく、平成22年度から平成26年度までの見直し計画も残すところ3年となりました。

該当施設の個別調書では、廃止する施設や譲渡する施設、転用する施設、指定管理者制度を導入する施設、方向性を検討する施設等があります。

しかし、計画はされても、その後の実施、または取り組み内容についての整理は、十分な周知がなされていない感じをいたしております。特に、存続か廃止を検討する施設のデイサービスセンター、スキー場等は、23年度に方向性を明確にするとしているものであります。例えばスキー場について、平成20年1月、廃止の方針から一転して継続に至った経緯は記憶に新しいと思います。その後、各施設の方向性については、十分な市民説明や利用団体等との協議は進められているのか、闇の中でありまして、24年度に向けて、議会または市民への結果公表と関連する予算説明が必要と考えますが、いかがでしょうか。

そういうことを念頭に置きながら、1番の進行管理、または取り組み内容の進捗状況や成果などについての公表はについて伺うものであります。

2番目に、特に方向性を検討する施設についてはどうか、これもあわせてお伺いするものであります。

大項目3、保育園の民営化について伺います。

この事項につきましては、1年前に質問をしております。そのときは、「民間活力活用の観点から民営化移行への視点は大変重要と認識している」との答弁をいただいております。しかし、来年度予算への会派提言における回答で、「民間移行も選択肢に入れながら課題の対処と検討。」とトーンダウンであったと自分自身理解しております。

今、国では、社会保障と税の一体改革の関連で、待機児童の解消と保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供のための子ども・子育てビジョンの実現に向けて



事業実施されていると伺っております。刻々と変化する対応に追われていると認識しております。

さて、昨年暮れの秋田魁新聞に、「秋田市の保戸野、手形第一、牛島保育所を平成26年4月に民営化する。」との記事がありました。これによりますと、「運営を円滑に引き継ぐため、市が平成24年・25年度の2カ年、移管先の保育士を嘱託職員として雇用し、3保育所に段階的に派遣しながら、26年度の完全移行を実施する。」ということでありました。

また、大仙市につきましては、平成18年に策定された行政改革大綱及び集中改革プランにおいて、民間委託等の推進として計画的に法人化が進められているようでありませぬ。

法人化の計画の策定の経緯は、何といたしても運営経費の約73%の人件費や、へき地保育所の運営にコストがかかっているからとのことでありました。

推進策として大仙市は、新たに法人を立ち上げて、市からの職員の派遣で職場環境の変化を最小限に抑えるとしております。これについては、指定管理者制度での職員派遣は法的に無理だと私は理解しております。

さらに、保育所職員の処遇については、平均年齢が48歳ということを考慮し、派遣期間を平成29年度までに設定し、市の優遇措置として特別昇給や整理退職に対する支給率での対応、さらに職員が市役所を辞め、法人職員となることを希望した場合の優遇策等、総合的に対応を検討していると伺ったところであります。

本市では、民間保育所が16あり、10の法人が経営に当たっておりますので、そういう意味では、条件さえ整えば民間移行はスムーズであると私は考えております。

また、現状からの民営化の選択肢は、さきにも述べましたとおり、直営または指定管理者が運営する場合の地方交付税算入率は運営費の2分の1、民間保育園への国・県からの運営費補助率は4分の3と、比較しても明らかに優位性は揺るぎないものではないかと私は考えております。そういう意味で、民営化に向けた準備等の腹案を示しながら、スピードある検討が必要であると考えます。

そこで、(1)民営化に向けた場合の比較資料を提示しながらの議論が必要でないか。また、平成23年度の協議状況からの問題点は何かについて伺うものであります。

また、2番目には、少子化による現・小規模民間保育園運営の受け皿としての民営化移行も考えられないかということでありませぬ。これは子供が20人以下になると国の措置が受けられなくなるということでありませぬ。そういう状況の中で小規模民間保育園の運営について、職員の配置等でいくらかでも余裕ができることによって、現小規模保育園の民営化が優位に立つのではないかという視点での質問ですので、よろしくお願ひします。

大項目4、商工振興について伺います。

市長の施政方針において、商工業の振興につきましては、商工会運営費の助成や中小企業融資斡旋制度における保証料補助及び利子補給のほか、工業振興アドバイザー制度、社員語学研修助成、さらに、工場等立地促進条例等々、市の独自性も交えながら実施していると認識しております。

これは製造業に特化した振興策と私は感じていませぬし、グローバル化した製造業への

対応は、市レベルでは限界があると最近の円高や欧州金融危機の報道から、日本の製造業が激しい国際競争力にさらされている姿を見て自信喪失もしているところでもあります。

商業振興とうたった商品券発行事業も、地元購買の促進に目的があったはずが、いつの間にか消費者の生活支援、購買意欲向上に姿が変わり、大型店の換金率が60%弱であり、本来の目的から離れた支援でありまして、新年度予算に計上されなかったことは妥当な判断だと私は思っております。

さて、話が少々飛びますが、湯沢市の齊藤市長は、まるごと売る課の創設を公約に掲げ、平成21年10月に当選いたしました。この公約は、多くの物産や観光、すぐれた人材、文化、市のたくさんの魅力を県内外にまるごと売り込んでいきたいとの思いからでありました。昨年秋に開催され、約7万人の入場者を記録した全国まるごとうどんエキスポの現場に赴き、お話を伺い、話題性はあったが、成果はまだ未知数とのことでしたが、市長の思いは伝わってきました。担当職員から伺ったところ、市は直接関与せず、大手銀行のワークショップからの提言で実現したとのことでしたが、地域の特産品の稲庭うどんを、あるもの磨きした結果だと話してくれました。市長は思いや願いが伝わったと話しておりました。

さらに、新しくがんばる企業応援条例や、製造業にこだわらずすべての業種を対象にした設備投資、雇用機会の拡大に努めているとのことでありました。そして、事業所等に独自のガイドブックを配布し、支援策の周知に努めていると伺ってきました。

さて、一般的に商工会の運営費の約70%は国・県・自治体からの補助金で賄われていると思います。これはどういうことを意味するのでしょうか。商工会の運営事業については、国の方向性が大きく影響しているということではなかろうかと思います。

今まで商工会にしても、会員の減少で独自の事業はままならない中で、今までのような融資制度の手続などの代行的な役割は、時代とともに終わったということではなかろうか。それは、裏を返せば、時代に合った補助事業をうまく活用しながら事業を推進していかなければならないということでもあります。地域に適応した経済、産業、生活、行政の姿がそこになければなりません。例えば、地域資源を活用した新たな事業展開等で農・商・工の連携や6次産業化の事業等の推進があろうかと思っております。市の独自性と主体性をもって商工会を補助的に活用し連携しながら商品に、または製品に仕上げていくことが必要であろうと思います。そういう思いからの質問であります。

(1) 番、補助金交付団体（由利本荘市商工会）との事業連携はできているか。さらに、消費者購買動向の変化による小規模事業所の売り上げ減の状況下であり、(2) 番、平成18年9月定例会で請願第3号地元小規模企業への入札・発注することを要請する請願が採択され、処理経過・結果報告書において、受注機会増大に努めるとしているが実態はどうか伺うものであります。

大項目5、第三セクターに係る経営調査報告書からについて伺います。

全国的に第三セクターの赤字法人が増加する中、経営改善とその必要性が問われております。国では、第三セクターに関する地方公共団体の将来の財政負担の軽減を図ることを目的に、抜本的な改革を行っておるところであります。

基本的指針には、いろいろな項目があります。存廃を含めた抜本改革の必要性、そし

て費用対効果、または民間活力導入による将来の債務拡大のリスクの軽減、単なる赤字補てんを目的とした公的支援の是非などが指針の中には盛り込まれております。

さて、本市でも平成19年11月に合併後の第三セクター見直しに関する指針を策定し、20年度には各第三セクターの点検を実施しております。さらに21年度には、集中改革プランでの実態調査を経て、第三セクターの見直しについての計画を策定しながら、23年2月に、あきた企業活性化センターの中小企業診断士による経営調査を行っておるところであります。経営調査の前書きには、押しなべて粘り強く頑張っているということが書かれておりますし、新たな工夫と大いなるスタミナが発揮できるという前向きな言葉で結ばれていたと記憶しております。

ある温泉施設の決算書を見て感じることは、現在粗利益率が50%を超えております。もしかすると60%ぐらい、そんな状況下ではないのかなと私は思っております。あとは販売費、一般管理費をどのように抑えるかということでないかと思っております。その中で注視しますのが人件費である給与手当、雑給、賞与等が約67%、さらに約12%の燃料費が加わり、総じて赤字決算という状況であります。人件費、燃料費の合計が約80%の現状をどう把握するのかが問題であり、決算書は、「さあどうする」ということを支配人、経営者に問いかけている大事な一つの指数ではないのかなと私は思っております。さあどうするということでもあります。

さて、第三セクターに対する補助については、管理者協定書の第5章に規定されている管理料の変更の部分が適用され、物価水準の変動により、当初合意された指定管理料の不適當を認めるときは、指定管理料の変更が協議により可能となっております。前回の補正では東日本大震災の影響による売り上げ減少、今回の補正では燃料費高騰による影響ということが想定されるわけです。ただ、燃料費については、温泉施設の現在の営業係数、いわゆる100円を稼ぐために経営負担として幾らぐらいが適切なのか、これをどれくらいに設定するかを一つの目安にして、指定管理料への上乗せや補助金の度合いを考えてみるのも、一つの方策ではないのかなと私は思っております。今後の入湯料の値上げ等の基準にできないものかと考えているのであります。

人件費については、わかりやすいのが今話題の格安航空会社のLCCが参考になると思っております。顕著なのが客室乗務員が1人何役もの業務を兼務するというスタイルであります。

昨日の答弁で経営統合や支配人の兼務等を市長は述べられておりましたが、設立時の地域の特色、業種、形態に照らしながらも、その前にやるべきことをしっかりとやり、さらに従業員の方々に、商人としての心構えをしっかりと持って次に進むというのが一つの筋ではないのかなと私は思っております。

そこで(1)番、第三セクターの統合の整理のあり方、指定管理料、事務効率の改善、コストの低減、地域振興への支援、社員の接遇研修の開催、支配人会議の有効活用、経営改善への計画づくり等の提案がなされているが、それについての取り組み状況はについて何うものであります。

(2)番目に、温泉施設における指定管理料への燃料費高騰の対応策の明確化についてであります。先ほど申し上げましたとおり、協定書の第5章にあるわけでありますから、これを明確にする必要があると考えるものであります。

(3) 番目に、温泉施設において入浴料金の値上げの可能性はあるか。あるとすればその時期はについて伺うものであります。

(4) 番目に、社内からの具体的な経営改善への指摘内容に対し、社員の給料は数年来昇給していない、待遇は10年間上がっていない、給料が安く生活がきついという社員の待遇面での厳しさに対する所感はについて伺うものでもあります。

大項目6、地域公共交通総合連携計画から伺います。

地域公共交通の利用状況は、全国的に低下の一途をたどっております。バス路線は、マイカーの普及や人口減少等で赤字路線の廃止、そして減便がふえております。

平成22年度には、秋田県の生活路線バスに対する補助制度が改正され、今後は、さらに路線の廃止、または運行系統の統合が進行すると思っております。そのため、本市では平成21年、地域公共交通活性化再生協議会が設立され、その計画策定に至っていると記憶をしております。

本市の計画実施のスケジュールを見ますと、平成22年度には西目地域での車両購入、23年度には岩城、大内地域で車両購入をし、24年度の実証運行に向けて今準備が進められていると思っております。

地域住民への説明は既に行われ、スクールバスの住民利用に関する条例の制定案も今定例会に提出されております。

1月中旬の魁新聞にも、「地域公共交通活性化協議会が開催され、羽後交通廃止分の代替路線、通学定期券発行等を承認した。」という記事がありました。十分な議論や説明があったものと思いますが、伺うところ代替路線につきましては、あくまでも路線バスの廃止部分の代替が主なようでありますし、当局からは、コミュニティーバス路線との重複を避けたいと説明をいただいております。

しかし、私が調べてみましたら、路線バスと重複を避けるという事項は計画書や再生協議会からの資料では、見つけることができませんでした。事業実施の公共交通計画のためのアンケートのまとめを見ますと、乗りかえ抵抗の軽減という事項がありまして、高齢化社会への対応の必要性を重視していますし、利用しやすく持続可能な路線バスの再構築が最大の目的であるとうたっております。

具体的な例を提示させていただきますが、大内の中田代線羽広系統を利用する地域住民の願いは、個人病院までの延伸、そして小学校、または中学校の児童生徒の軽井沢線と羽広線のスクールバスのバランスであります。そこには、スクールバスの運行について非常にアンバランスではないかという指摘があるわけです。高齢者に対する不安、児童生徒に対する不平等感を私は感じたところであります。本当に市民や保護者からの意見集約があったのか心配しています。できないことを乗り越えるのが政治であり、説明するのが行政の役目であろうと思っております。地域性にとらわれず、今後の方針の前例となる事項でありますので、そこでの質問であります。

(1) 番、公共交通機関と市との方針に違いはないか。

そして、(2) 番、住民ニーズの把握をどう考えているか。また、説明責任は果たせるか。

(3) 番、スクールバス運行による公平感について、教育委員会としてどのような意見集約があったか伺うものであります。

大項目7、国療跡地利活用計画の体育館機能について伺います。

総合発展計画の見直しから特別枠として掲示された国療跡地利活用計画（素案）は、市内プロジェクトチームが策定したとの説明でありました。市長の施政方針でも、今年度、基本計画の策定作業に入ると話をされております。説明資料では、固定観覧席2,000席を有する体育館機能を初め、剣道場、柔道場、または防災機能と、関連する下水道等の整備を行うとうたわれております。

跡地利用につきましては、再三にわたり市民ネットの先輩議員佐藤竹夫議員から質問がされておりますが、今ここにきて、この竹夫議員の思いが伝わり実現されるのかなというような思いをしながら、旧本荘市が財政的にも対応できなかった先送り事項が、今ここに花を咲かせるのかなということを感じております。広大な約12万平方メートルの敷地を雪捨て場として活用しておいてよいわけがないわけであります。平成26年9月に償還期限を迎える土地取得時の借入金元金と利息の合計9億2,512万円は、財源のめどがある中で償還されなければならないということは、私が申すまでもないのであります。

問題は、2,000人規模が観覧できる体育館であります。新聞を見たという市民から説明を求められました。素案の素案ですという説明をしましたが、なかなか納得しかねた様子でありました。財源の捻出、内訳、仕組みを説明しても市民に理解していただけなかったということであります。

個人的には、市民体育館の老朽化による用途廃止での代替規模の建設を望みながらも、報道発表での五十億、六十億円の建設費を要する事業については、よほどの覚悟と説明が必要であろうと考えております。

現下の日本では、2004年からの人口減少による負の連鎖、そして東日本大震災での被害によりパラダイム、いわゆるその時代における支配的規範となるものの見方やとらえ方が大きく変化しております。その辺も含めて、市長の答弁を願うものであります。

(1) 番目に、体育館建設の基本理念は。

(2) 番目に、市総合体育館を含め地域の体育館との差別化をどう考えるか。

(3) 番目に、市民に対する適正規模、建設費、維持管理費などの周知スケジュールはについて伺うものであります。

最後に大項目8、公の施設の管理体制からについて伺います。

記録的な大雪に見舞われた日本列島。各地で雪おろしによる死傷者、そしてハウスの倒壊等の被害が報道されております。

本市でも1月13日に雪害警戒室を設置し、落雪による事故防止等と呼びかけております。幸いにして、警戒部の設置までは至らなかったものの、市民はとにかく家屋等の倒壊被害回避のため、四六時中注意を怠ることなく警戒を強めてきたと認識しております。

そんな中、私の住居の近くの公の施設周辺を通過しましたら、施設の軒下が痛々しく損壊しておりました。数日後、業者が来て除雪作業をしていましたが、後の祭りとはこのことでしょうか。即座に幾らくらいの補修費がかかるのかと心配をしたところでありました。その後、市民の皆さんから聞こえてくる言葉は、想像するように辛らつなものであります。いずれこういうことが大事を引き起こさなければいいな、一事が万事にならないければいいなと願いながら総じて考えるのは、本市に施設の危機管理マニュアルというたぐいのものがあるかということであります。安全管理、事故対応、報告等どのよ

うになっているのか大変不安になりました。

そういえば昨年の豪雪でも公の施設での損壊があり、補正予算での補修が行われたわけではありますが、管財課、または教育委員会、その他所管に上がっていない破損物件もあるのではないかなど、勘ぐりたくもなりました。見苦しい姿を、いつまでさらけ出しておくのでしょうか。そんなことを思いながら、現状把握の実施が必要ではないかと考えるものであります。

市長の施策方針の18ページには、政策遂行は人づくりであると掲げ、11行にわたり公共責任を果たす意義を説いております。そこでの質問であります。

(1) 番目に、市有施設の管理体制はどのようになっているか。

(2) 番目に、被害があった場合、管理者の責任はどうなっているか。

(3) 番目に、昨年度と今年度の雪害による市有施設の損害数、保険適用金額と一般財源対応金額は、についてお伺いいたします。

一般質問をこれで終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

**【市長（長谷部誠君）登壇】**

○市長（長谷部誠君） 長沼久利議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、地域主権一括法施行からの（1）義務づけ等の見直しに関して想定される影響や具体的な事項は、（2）権限移譲による問題点や課題はあるか、（3）今回の法定移譲のための経費負担は市町村とされているが、財政的な影響等はあるか、は関連がありますので一括してお答えいたします。

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、第1次一括法として昨年5月、第2次一括法として昨年8月に、法律の一部が施行されております。

第1次一括法では、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務づけや枠づけの見直しと条例制定権の拡大のための法律の整備を行ったものであります。

また、第2次一括法では、地方自治体への権限移譲や義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大のための法律整備を行っております。

この法律の施行により、市においては、施設・公物設置管理基準に係る条例の制定や一部改正を行う必要があり、今定例会におきましても、条例制定案と条例の一部改正案をそれぞれ2件提出しているところであります。

その内容といたしましては、公民館運営委員の委嘱基準を市の条例に盛り込むための一部改正案や、このほか既に秋田県からの委任事務として事務処理を行っている風致地区内行為の許可が秋田県から権限移譲されることになったため、市で条例を制定する必要が生じたものなどであります。

このほか、地方公共団体の条例や体制整備が必要なものの一部については、平成25年4月1日が法律の施行日となっているものもあり、これらについては、今後8件程度の条例の制定が必要となるものであります。

権限移譲につきましては、これまで既に秋田県から委任された事務も含まれることから、事務量につきましては、現在のところ大幅な増加などの影響はないものと考えております。

また、この法定移譲による経費につきましては市町村負担となりますが、昨年8月の参議院総務委員会において、当時の片山国務大臣から「市町村に権限が移った場合には、財源の算定において市町村事務として振りかわるようには財政措置は行っていく」との発言がなされているところでもありますので、財政負担への影響はないと考えております。

次に、2、公の施設の見直し計画から、(1) 進行管理、または取り組み内容の進捗状況や成果などについての公表は、(2) 特に方向性を検討する施設についてはどうか、については関連がございますので一括してお答えいたします。

公の施設の見直し計画は、見直し対象施設の実態把握や各所管部局による検討に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間において、施設を廃止するもの、譲渡するもの、指定管理者制度を導入するものなど、施設のあり方や管理運営の見直しにかかわる内容と施設使用料の見直しにかかわる内容についてまとめたものであります。

御質問の進行管理につきましては、部長・支所長級職員で構成する行政改革推進検討委員会を、おおむね四半期ごとに開催し、見直し対象施設を所管する部・局・総合支所長が、施設のあり方と管理運営の見直しの進捗状況を報告し、全庁を横断する形で情報を共有することで、計画の着実な実施を図っているところでもあります。

また、取り組み内容の進捗状況や成果などの公表につきましては、年度終了後に各所管部局で実績をまとめ、行政改革推進検討委員会で内容を確認した後、私が本部長である行政改革推進本部会議で報告説明を受け、推進のための必要な指示をするとともに、外部の有識者で構成する行政改革推進委員会から御意見・御提案などをいただいた後、市のホームページで公表しているところであり、23年度の進捗状況については7月ごろに公表する予定であります。

次に、方向性を検討する施設についてであります。デイサービスセンター8施設、スキー場3施設、特別養護老人ホーム3施設、保育園及び幼稚園11施設の25施設が対象となっており、それぞれの施設の所管部局や総合支所の担当課で作業部会を設置し、鋭意、検討作業を進めているところであります。

今年度まで検討結果をまとめることとしているデイサービスセンターとスキー場につきましては、地域や関係団体との調整を要することもあり、おくれが出ている状況であります。対象施設の方向性の検討案をできるだけ早くまとめ、地域や関係団体への説明に努めてまいりたいと考えております。

なお、対象施設の方向性の検討案がまとめられ、これを実施するまでの間において、施設の破損などに伴う必要な補修があれば、緊急性や必要性を検討・考慮し、施設の安全確保と維持管理に対応してまいりたいと考えております。

次に、3、保育園の民営化についての(1) 民営化に向けた場合の比較資料を提示しながらの議論が必要でないか。また、平成23年度の協議状況からの問題点は何か、(2) 少子化による現・小規模民間保育園運営の受け皿としての民営化移行も考えられないか、については関連がございますので一括してお答えいたします。

23年度は、公立保育園の望ましい管理運営のあり方について、民営化を有力な選択肢の一つとし、運営費の比較、園児数、職員数の推移状況を初め、保育に対する地域の歴史的な経緯も踏まえ、各地域の視点を交えながらさまざまな協議を重ねてまいりました。

中でも学校の統廃合や通園方法など、地域が独自に抱える課題のほか、民営化後の職

員の処遇などについて問題が提起され、作業部会では各地域ごと、あるいは保育園ごとに移行時期や運営方法など、課題の整理を行ったところであります。

また、仮に民間移行するにしても、園児数の減少化傾向や老朽化している保育施設もあり、引き受け手の有無など課題も多い中ではありますが、運営の受け皿については公募が第一義的であるととらえておりますので、透明性を確保しつつ行ってまいりたいと考えております。

24年度は、公立保育園の今後の方向性を初め、具体的な方策についてさらに検討を加え、早期に市議会を初め関係機関に提示し、地域住民の方々とのコンセンサスも十分に図りながら、子供たちのよりよい保育環境の整備に努めてまいります。

次に、4、商工振興についての（1）補助金交付団体（由利本荘市商工会）との事業連携はできているかについてお答えいたします。

本市では、商工業者の育成と発展を図ることを目的に、由利本荘市商工会に対し運営事業費補助金を交付し、その活動を支援しております。

商工会の事業は、経済活動の根幹を支える商工業者の指導・育成事業や地域貢献活動にかかわる事業など多岐にわたりますが、商工業の活性化のため、市と密接な事業連携を図っていると認識しております。

市では、これまで行ってきた経営支援に関する事業などに加え、23年度の地域資源を活用した商品開発事業での取り組みでは、菓子製造業者の積極的な御協力により商品化されたジャージー牛乳シューは、市民皆様から高い評価をいただいております。

また、商工会の農商工連携事業には、市から事業運営委員として参画し、産業活性化のための人材育成事業に取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、市と商工会は、商工業の振興という共通の目的意識を持ち、十分な連携を図ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、（2）平成18年9月定例会で請願第3号地元小規模企業への入札・発注することを要請する請願が採択され、処理経過・結果報告書において受注機会増大に努めるとしているが実態はどうかについてお答えいたします。

これまで由利本荘市商工会より、市への物品納入並びに役務の業務につきまして、地元小規模企業者へ優先発注していただきたい旨の請願や要望書をいただいております。

市では、本庁などで使用する文房具類やコピー用紙など消耗品、灯油やガソリンなど、全市内の入札参加資格登録業者に見積もり依頼し、最低価格業者と単価契約購入しており、各総合支所につきましても、各支所管内の入札参加資格登録業者を中心に見積もり依頼し、支所単位での単価契約で購入をしております。

また、10万円以上の物品等に関しましては、最低2者以上の市内業者へ見積もり依頼し、最低価格業者から調達いたしております。

そのほか、入札参加資格登録の不要な10万円未満の物品や少額な消耗品、あるいは市が直接主催するイベントの景品なども含め、市内業者から調達しているものと認識しております。

このように、物品購入に当たっては、財務規則に基づき、透明性と競争性を保ちながら適正な発注に努めておるところでございます。

加えて、23年度からは50万円未満の軽微な修繕につきまして、小規模修繕契約希望者



登録制度を創設し、入札参加資格審査申請書を提出しなくとも、簡易な申請により個人を含む市内の小規模事業者への受注機会を確保し、地域経済の活性化に努めておりますので御理解願います。

次に、5、第三セクターに係る経営調査報告書から、(1) 第三セクターの統合、整理のあり方、指定管理料、事務効率の改善、コストの低減、地域振興への支援、社員の接遇研修の開催、支配人会議の有効活用、経営改善への計画づくり等の提案がなされているが、それについての取り組み状況はについてお答えいたします。

第三セクターの統合、整理のあり方につきましては、事業連携の強化と経営基盤の強化を図ることを目的に、1地域に複数ある会社を統合し、1地域1社体制の構築について、現在関係する会社の取締役会等で説明を行い、調整をしているところであります。

指定管理料につきましては、主として行政代行的業務及び住民福祉など非営利的事業に充てるべきとの提案をされており、今回の指定管理の更新を見据え、指定管理料のあり方について関係部局と協議しております。

事務効率の改善、コストの低減につきましては、新年度より第三セクター9社の燃料や食材の一括共同購入をするための準備を進めており、今後、共同購入による事務の効率化とコスト低減効果の検証を行ってまいります。

地域振興への支援につきましては、天鷲郷の誘客を図るため、今年度、天鷲村に送迎バス導入の支援をいたしました。今後、各社への支援を展開し、地域振興につなげてまいります。

社員の接遇研修の開催につきましては、各社での研修や9社合同の接遇研修を実施しております。今後、より実践的な研修も重ね、お客様から好感を持たれるよう研さんに努めてまいります。

支配人会議の有効活用、経営改善への計画づくりにつきましては、これまでの支配人会議やヒアリングの中で各社の課題や経営状況の分析・対応について意見交換を行い、経営改善に努めてきており、その成果として燃料等の共同購入事業に結びついております。

今後、経営調査報告に基づく、中長期の改善目標に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、(2) 温泉施設における指定管理料への燃料費高騰の対応策の明確化についてにお答えいたします。

燃料費の高騰は、温泉入浴施設を備える第三セクターの経営を圧迫し、会社の経営努力だけでは解決できない状況にあります。

これまで、社会情勢による外的要因の燃料費高騰については、指定管理者申請時の灯油単価と当該年度の実績単価を比較し、高騰分を勘案して指定管理料の増額支援をしているところであります。

今後、燃料費高騰の対応策の明確化につきましては、指定管理料のあり方の中で検討してまいります。

次に、(3) 温泉施設において入浴料金の値上げの可能性はあるか。あるとすればその時期はについてお答えいたします。

入浴料金のあり方については、現在第三セクターの支配人より意見を聞きながら、第

三セクター見直し調整会議で検討中であります。経営面や利用者の負担割合、公共施設としての住民福祉の役割など、さまざまな面から鋭意検討中であり、利用料金改定の時期につきましては、現段階では明確に示すことはできませんが、できるだけ早い時期に改定案を示し、利用者や各地域に説明をしていきたいと考えております。

次に、（４）社内からの具体的な経営改善への指摘内容に対し、社員の給料は数年来昇給していない、待遇は10年間上がっていない、給料が安く生活がきついという社員の待遇面での厳しさに対する所感はについてお答えいたします。

昨今の世界経済の低迷により、本市の第三セクターの経営も厳しい状況の中、社員への給料は必ずしも十分と言えるものではないと認識しております。

秋田県の賃金水準が低い中にありながらも社員のモチベーションの向上のために、待遇の改善は必要であると考えます。今後も第三セクター各社のなお一層のコスト削減と売り上げ拡大を図り、社員の待遇改善に努めてまいります。

次に、６、地域公共交通総合連携計画から、（１）公共交通機関と市との方針に違いはないか、（２）住民ニーズの把握をどう考えているか。また、説明責任は果たせるか、については関連がありますので一括してお答えいたします。

由利本荘市地域公共交通総合連携計画は、平成21年度に国・県・市及び交通事業者を初め、関係市民団体や地域協議会の関係者で構成する由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会を設置し、協議の上、当該計画を策定したところであります。

計画の策定に当たっては、公共交通の乗降数調査及びヒアリング調査を実施するとともに利用者ニーズを十分に把握するため、市内の全世帯を対象としたアンケート調査を行ったところであり、これら調査結果を踏まえ、公共交通の今後果たすべき役割や基本的な方針などを示したものであります。

公共交通機関と市との方針に違いはないかとの御質問ではありますが、交通事業者である羽後交通は、当該法定協議会の構成委員にもなっており、計画策定にも参加しておりますので、方針等について両者の違いはないと考えております。

また、住民ニーズの把握と説明責任につきましては、計画策定時に行ったアンケート調査や各地域協議会や関係町内会などでの説明会を通して、具体的な御意見・御要望を伺いながら、これらを取りまとめたものであります。

いずれにいたしましても、この連携計画は住民の足となる公共交通を確保することに加え、安全・安心を第一に考え、利用者ニーズに沿えるよう市として最大限こたえる路線再編を検討したところでありますので御理解願います。

次に、（３）スクールバス運行による公平感について、教育委員会としてどのような意見集約があったかについては教育長からお答えいたします。

次に、７、国療跡地利活用計画の体育館機能について、（１）体育館建設の基本理念はについてお答えいたします。

国療跡地への体育館の建設につきましては、さきに三浦議員並びに佐々木議員の会派代表質問でもお答えいたしましたとおり、県南西部の中核都市としてプロスポーツイベントや各種競技の全国規模の大会が開催できる、スポーツの拠点としての施設機能を有する体育館の建設を目指しているものであります。

新たな体育館では、多種目のスポーツ大会が開催できるよう配慮するとともに、県内

で開催されているプロバスケットボールの観客動員数なども念頭に入れ、施設規模を考慮いたしたいと思っております。

また、大会を開催することによって、選手を初め大会役員や応援団など、県内外から多くの交流人口を生み出すこととなります。

なお、参加チームの多い大会では、滞在日数も長くなることから、地域ににぎわいをもたらすとともに、宿泊や飲食を初め観光振興など、地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

次に、（２）市総合体育館を含め地域の体育館との差別化をどう考えるかについてお答えいたします。

新たな体育館は、本市におけるスポーツの拠点施設としての役割を担うものであることから、観覧者の収容数や駐車場のスペースを生かした大型のスポーツイベントの開催が中心になるものと考えております。

また、現在の市総合体育館や各地域の体育館は、地域に密着したスポーツサークルや競技団体、スポーツ少年団の活動など、地域住民の日常のスポーツ活動の場として、これまで同様に有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、（３）市民に対する適正規模、建設費、維持管理費などの周知スケジュールはについてお答えいたします。

昨年12月、市議会に素案の説明を行い、現在、各地域協議会において素案の説明を行っているところであります。

導入機能や施設規模、施設配置などにつきましては、今後、市議会や来年度立ち上げを予定している（仮称）国療跡地利活用検討委員会から御意見を伺いながら基本計画を策定する予定であります。その過程で、建設費や維持管理費の概算が積算されることとなります。この基本計画策定におきましては、市民の皆様からのパブリックコメントの実施も検討しておりますので、その段階で計画の概要をお知らせしたいと考えております。

次に、８、公の施設の管理体制から、（１）市有施設の管理体制はどのようになっているか、（２）被害があった場合、管理者の責任はどうなっているか、については関連がありますので一括してお答えいたします。

土地、建物等の市有施設は、市庁舎などの公用財産、道路や公園、学校、図書館などの公共用財産からなる行政財産と、それ以外の普通財産に区分されております。

公の施設は、公共用財産として一般住民の利用に供される施設で、行政財産であり、施設を所管する担当課において管理しております。また、施設の管理責任者は市長であり、通常の管理にとどまらず、災害等により被害が発生した場合には、一般住民の利用の支障にならないよう、修繕等の早期の対応を指示してまいります。

次に、（３）昨年度と今年度の雪害による市有施設の損害数、保険適用金額と一般財源対応金額はについてお答えいたします。

本市においては、火災や自然災害の発生に備えて、社団法人全国市有物件災害共済会などの建物総合損害保険制度に加入しており、平成22年度において保険適用を受けた被害件数は21件、損害額は511万5,000円、保険金額は498万1,000円、一般財源対応額は13万4,000円であります。

そのうち雪害による被害件数は5件であります、一般財源対応額はなく、損害額・保険金額とも120万6,000円であります。

同じく23年度において保険適用を受けた被害件数は42件、損害額は2,093万6,000円、保険金額は2,008万9,000円、一般財源対応額は84万7,000円であります。

そのうち、雪害による被害件数は29件であります、一般財源対応額はなく、損害額・保険金額ともに1,473万4,000円であります。

今後とも市有施設の修繕を初め維持管理については、適切に対応してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 長沼久利議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

大項目6、（3）のスクールバス運行による不公平感について、教育委員会としてどのような意見集約があったかについてであります、羽後交通中田代線羽広系統について、路線バスの運行が廃止されることにより、交通空白地帯解消のためコミュニティーバス羽広線の試験運行が始まります。これに伴いまして、大内中学校まで通学に路線バスを利用していた生徒の中で運行廃止となる区間を利用していた生徒は、コミュニティーバスと路線バスを乗り継いで通学することになります。軽井沢スクールバスを利用している大内中学校生は、従来どおり学校までこのバス一本で通学できます。

一方、羽広線は、公共交通機関との運行経路の調整により、羽広から上川大内出張所間の運行が決定しておりまして、上川大内出張所から大内中学校までの区間は、路線バスを乗り継いで通学となります。そのため、通学方法に違いが生じることになります。

なお、試験運行開始に至るまでの背景・経緯につきましては、コミュニティーバスの運行地域となる小羽広・立寄・羽広の3町内合同説明会や校長会、学校関係者等に対して説明をし、御理解をいただいているところであります。

また、雨天時や積雪時などの悪天候における乗りかえについて、コミュニティーバスを待合場所として利用できるように関係部署に働きかけ、生徒の通学の安全確保に努めてまいりたいと思います。

今後とも通学時の利便性を一層高めるために、コミュニティーバス運行区間の延伸については、由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会及び羽後交通株式会社に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君、再質問ありませんか。

○17番（長沼久利君） それでは、再質問させていただきたいと思いますが、2番の公の施設の見直し計画からについて、進行管理ということはどういうことなのか。計画の中で策定されたスケジュールが実際の進行状況との中でずれがないのか、そういうことを把握してスケジュールを変更し、実施していくということが進行管理だと思います。そういう中で、利用者である市民に対する公表や説明はしっかりとさせていただきたいというのが私の願いでもあります。

特に、方向性を検討する施設については、私たちが来年度、使えるのか使えないのか

という状況でもあるわけであります。特にこの件に関しましては、もっともっと早く利用者である市民に説明をしながら公開、公表していくべきだと私は思いますが、その辺のところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 現在、公の施設の見直し作業に取り組んでいるところでありますが、利用者である市民の皆様には、十分説明をいたしまして、周知を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） これ以上言っても多分同じだと思います。

それで、3番目の保育園の民営化について伺いたいと思いますが、先ほど話したとおり、問題点は何なのかということをお聞き出来なかったもので、すみませんが、保育園の民営化の問題点は何なのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 現在まで協議を重ねてまいりました。中でも学校の統廃合や通園方法など地域が独自に抱える課題もあるわけですが、民営化後の職員の処遇などについての問題が提起されております。各地域ごと、あるいは保育園ごと、移行時期や運営方法、課題の整理を行っているわけですが、仮に民間へ移行するにしても園児数の減少傾向や、保育施設の老朽化の問題もありまして、引き受け手があるかなど、非常に課題が多いということであります。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 民営化に向けたそういう取り組みをしているという認識でいたいと思っております。

私たちの地域も少子化の中で、生まれてくる子供が少ない状況にあります。現状では、やはりその小規模の保育園の育成というものを視野に入れながら、今、措置費を下げて運営に支障がないような法律の改正もなされるようでありますけれども、小規模の保育園に対しましてもそういう視点で民営化推進ということもセットで取り組んでいただきたいということを言ったわけです。その辺に対しましてもう少しお願いいたします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 小規模の保育園に関しましても、今御質問がありましたとおり、その方向で十分に検討をしていきたいと考えております。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 続きまして、5番、第三セクターでありますけれども、指定管理料につきましては協定書の第5章に規定していると思っております。指定管理料につきましては、第三セクターだけではなく、一般企業に委託している形態もあります。指定管理料の増嵩につきましては、適切な判断と基準を明確にしながら、例えば先ほど申し上げました営業係数といったものをしっかりと見きわめながら数字を出してやってほしいというのが私の思いであります。その辺のところをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 燃料費高騰の対応策の基準についてであります。温泉施設の福

社的要素も加味しながら、かかる経費の中で指定管理料、燃料費、人件費、一般管理費の適切な割合と燃料高騰に対する支援の基準を明確にして今後検討してまいります。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 続きまして、大項目6番の（1）公共交通機関と市との方針に違いはないかについてです。アンケート調査の中では高齢者について、特に通院、病院に行くという結果が出ており、非常に高い数字が出ているわけであります。その中で、この公共交通連携の計画が策定されているわけでありますけれども、私も地域に足を運んで実情を調査してきました。出張所から個人病院までは、恐らく3キロメートルぐらいあるのか、ちょっと自分では把握できませんでしたけれども、その部分の運行経路を延ばしてほしいという願いを、ほぼ100%近い高齢者の方々から伺ってきたわけであります。これについては、できないというような文書もいただきました。協議会などで具体的な施策を示しながら、住民から合意をいただいたという認識の答弁をいただいているわけです。しかし、現実には地域に行きますと大変な落胆ぶりであります。この実情と当局の認識は全くずれていると私は思います。その辺のところ、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 住民ニーズの把握には十分に力を入れておるわけですが、これまで公共交通総合連携計画の策定を担当してまいりました副市長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 長沼議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

計画を立てる際には、全世帯のアンケート調査も実施しながら、そういった住民の意向を十分反映した計画となっているものと認識はしております。

羽後交通のバス路線廃止に伴う今回の代替路線に関しましては、地域公共交通活性化再生協議会の中で、地域代表の方も当然いらっしゃいますし、それから、協議会で議論する前にはそれぞれの地域の住民の方々の意見も踏まえ、羽後交通も入りながら路線として決めたわけです。実際そういった意見もあるということで長沼議員の方から伺いましたが、直接羽後交通の方に何回か申し入れをしております。そして、ただそれだけではだめということで、地域公共交通活性化再生協議会においても、大内地域の代表の委員さんから直接お話をいただきました。そしてその席上には許認可する国土交通省の方もいらっしゃいましたし、バス事業者である羽後交通も当然いらっしゃいました。その場で即答はなかったわけなんですけれども、その後、羽後交通の齋藤取締役社長名で回答が来ておまして、これによりますと、「これまで競合する部分に関しましては、羽後交通としてもかなりいろいろと譲歩してきた経緯がある。今回の申し入れにつきましては、これ以上それをのむことによって羽後交通の採算の部分でも影響が出てくるので、延伸については同意いたしかねます。」という内容でございました。ですけれども、佐々木慶治議員への市長答弁にもありましたように、そういった住民の要望にこたえるのが我々市の職員の務めだと思っておりますので、引き続き、羽後交通の方にも要望を続けてまいりたいと思っておりますし、今回はあくまでも実証運行ということですので、決定ではございません。この実証運行を経て、いろいろな改善点を25年度からの本格運行の方に結びつけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（渡部功君） 17番長沼久利君。
- 17番（長沼久利君） かなり譲歩したということでありますけれども、一日のあの路線の乗車人数はわかりますか。
- 議長（渡部功君） 石川副市長。
- 副市長（石川裕君） 今ここで正確な数字は持ち合わせておりませんが、個人医院の方に中田代線を利用して通院されているお客さんというのが1カ月延べ平均で大体30人ぐらいいらっしゃるということでした。
- 議長（渡部功君） 17番長沼久利君。
- 17番（長沼久利君） 公共交通の路線、それに対する実績、営業、収益、そういうものもあると思いますけれども、あそこの1日平均の乗車数は2人です。そういうことを考えますと、営業とかそういう視点よりも、やはり今言われたとおり、アンケート結果をしっかりと調査しながら、本当の目的、利用者の思いは何なのかということを含めて、再度羽後交通さんの方に向け合っていただきたいと思います。
- 議長（渡部功君） 石川副市長。
- 副市長（石川裕君） ただいまの長沼議員の御意見を踏まえながら、羽後交通の方にも継続してお願いしてまいりたいと思います。
- 議長（渡部功君） 17番長沼久利君。
- 17番（長沼久利君） 先ほどの教育長の答弁でありましたけれども、まさに説明をしっかりと行ったということでありますけれども、軽井沢や羽広の小・中学校の児童生徒の人数はわかっていますか。その辺のところを再度お願いします。
- 議長（渡部功君） 佐々田教育長。
- 教育長（佐々田亨三君） 羽広線の方は十二、三名でございます。
- 議長（渡部功君） 17番長沼久利君。
- 17番（長沼久利君） 教育長がいつも教育に熱心で、いろいろな方々への思いやりを感じます。しかし、出張所のところで一たん降ろされ、一方では、そのまま中学校まで行くんです。中学校の生徒は11人いるのに、受け皿も何もない、吹雪のときもあそこで路線バスを待って、乗車して行くんです。この不平等感は教育長の思いとは、大分かけ離れていると思うんです。説明のときにそういう議論があったのかということをお伺いしたいんです。同じ小中学校の児童と生徒なんです。その辺の議論されたのか伺います。
- 議長（渡部功君） 佐々田教育長。
- 教育長（佐々田亨三君） 説明を聞いて、教育委員会でも議論はいたしました。ただ、今のような状況については、こちらでも十分考えておりますので、先ほど副市長が答えたように、いろいろな角度から強く交渉をしてみたいと思います。子供を一度とどめおきをして、そしてまた乗せていくというこの不自然さについて強調していきたいと思っておりますし、これは教育的な配慮から全面的に交渉をしてみたいと思っております。例えばスクールバスのように朝一回でも行くことができないとか、時間帯の問題もあるかと思っておりますので、そうした面からの協力をいただければと思っております。
- 議長（渡部功君） 17番長沼久利君。
- 17番（長沼久利君） それでは、大項目7番の国療跡地利用計画の体育館機能についてであります。先ほど来、私は質問の中で話させていただいておりますけれども、市長

の基本理念であるこういうことをしたい、こういう波及効果を出したいということには、私は賛同します。基本理念はやっぱりしっかりと持たなければならないということで、私はこの基本理念に対しては、市長の思いは自分で受けとめたつもりであります。

しかし、今考えてみますと、人口減少の中、武道を一つの例にした剣道の魁星旗大会3,500人という数字を見ましても、私はそういう時代ではないのかなと感じております。まさに縮小されていく時代なので、やはりそういうものをイメージするとすれば、県立武道館を一つのメイン会場にして、広域でそれを補っていくという仕組みや考え方が必要ではないのかなと思っております。3,500人規模ということになりますと、観光博の宿泊数の問題もこの前提示されております。そういうことよりも、今、既存の体育館機能を充実させ県大会を含めすみ分けをし、体育館建設をするべきではないのかなという私の思いであります。ひとつその辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 昨日以来、この国療跡地の体育館建設についての答弁をさせていただいておりますけれども、今現在13市ある中で観客席を持っている総合体育館という、この体育施設がないのが由利本荘市だけです。あとほかの市では立派な観客席を設けて、かなり大きな全国レベルの大会を開催できる体育施設を持っております。私もかねてからずっと市内の体育施設を視察して回りましたが、地域に根差した体育館は、各地域にごさいます。それは地域のスポ少、あるいは地域の一般の方々がフルに利用されております。むしろ、まだそれでも場所の確保が難しいということで、いろんなあいている施設を探しながら練習をしているグループもたくさんおられます。そういう中で、私としては、1市7町が合併して県内で一番広い面積を有する由利本荘市ですから、総合的な体育館を建設をして、全国レベルの大会をできればと思います。私は剣道をやってきて、魁星旗大会の担当をずっとしてきましたので、一つの例にさせていただきました。宿泊施設も秋田市から大会の当日は十分通って来れます。周辺に宿泊する方々もたくさん出るわけで、あるいは応援団の方々も必ず外で食事をします。1週間ぐらひは市内に滞在することになりますので、体育施設としてのその機能もしかりでありますけれども、そのことによって地域の経済に活性化をもたらすという波及効果もあります。あるいは観光振興についても、例えば魁星旗大会の場合は九州、四国からもまいります。秋田に来た際に、せっかくの機会ですから鳥海山周辺を観光で回るとか、必ずそういう応援団もおりますので、そういうことを総合的に考えています。私は今、秋田県剣道連盟の名誉会長を務めておりますが、私が県議会議員のときに秋田市の県立武道館を建設したわけですが、当初大きすぎるのではないかと言われましたけれども、結局観客席を1,500席設けて、それでもなお不足している状態で、かなり利用率が高いわけでありませう。ですから、それだけ秋田県民というのはスポーツを愛好する方が非常に多い、それで有名な選手、あるいはチームを招致をして子供たちにもそういう一流選手のプレーを見せるということも私は非常に大事なのではないかと思います。既存の体育館は体育館としてフルに活用していただく。そして、総合的な体育館が一つもなければ、いろんな大会を誘致することができない。バレーボールにしてもそうであります。やはり一流のチームを呼んで練習試合をするにしても、そういうきちんとした公式試合のできる体育館がほしいものだなと考えているところでございます。



○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） ありがとうございます。思いが伝わってきました。

それでは、8番の公の施設の管理体制について、先ほど管理体制はどのようになっているのかという質問をしましたがけれども、危機管理マニュアルというしっかりとしたものがあるのかないのか、その辺のところをひとつお伺いをしたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 土田総務部長。

○総務部長（土田隆男君） ただいまの御質問に対してお答えしたいと思います。

危機管理マニュアルにつきましては、ございません。先ほど答弁申しましたとおり、現在では行政財産担当課で管理している状況でございます。今後、御指摘があったようなことがないように努めてまいりたいと思います。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） ありがとうございます。ないようにということでありませけれども、現実にあるからこういうマニュアルが必要だと私は思っております。そのマニュアルがあれば連絡する、報告するという一つのシナリオができてくると思うんです。そのようなことがないようにするんじゃないかと、あった場合にどうするかというマニュアルは、やはり最低限必要ではないのかなとの思いで私が質問したということを御理解をいただきたいと思います。答弁あればお伺いします。

○議長（渡部功君） 土田総務部長。

○総務部長（土田隆男君） 先ほど、ないと申しましたが、当然保険等に加入しておりますので、そういう場合には報告するような連絡体制はとれていますので、そのように進めてまいりたいと思います。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 保険の対応ということではなくて、保険があってもなくても、一つの連絡方法なり報告の方向性がしっかりとしていないので、建物でも何でも損壊した状況になっているでしょう。だからそういう部分について市としてしっかりとした管理をしているんだということのあかしとして、マニュアルが必要なのではないかというように私の質問でありますので、その辺のところ誤解しないようにお願いします。

○議長（渡部功君） 土田総務部長。

○総務部長（土田隆男君） 今後、マニュアルを作成しながら対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、17番長沼久利君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

午後 2時43分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。3番佐々木隆一君の発言を許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 日本共産党の佐々木隆一であります。私は日本共産党を代表して、市長並びに市当局に質問いたします。

質問に入る前に、先ほどたばこ税と分煙のことで質問がありました。一言させていただきませんが、私も以前から喫煙と健康に関しては非常に興味と関心があります。確定したことではないのですが、たばこ税の収入よりもはるかに多い医療費の負担があるという事は、一般論として、ぜひとも御承知おき願いたいと思います。

それでは質問に入ります。

1番、社会保障・税一体改革大綱についてであります。

野田内閣は、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定しました。消費税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げることを柱にしています。国民の懐から新たに13兆5,000億円も取り上げながら、社会保障の充実には5分の1の2兆7,000億円しか回さない。あとは、安定のために使うという説明であります。ところが、大綱を見ますと改悪メニューがメジロ押しです。物価スライドなどを理由とする年金の削減、医療の窓口負担の増加、介護保険利用料の負担増、子ども手当の削減、これだけでも2兆7,000億円になり、充実部分は完全に吹き飛んでしまうのではありませんか。

年金の支給開始年齢を68歳、70歳に先延ばしされたら、さらに6兆円から10兆円の支給削減になります。

安定財源の確保といっても、消費税増税で景気が悪化すれば全体の税収も落ち込み、97年の消費税増税のときも、その後の景気悪化と大企業減税などで全体の税収は増税する前よりも少なくなっていました。今回は97年当時と比べても家計所得が大きく減少しているのです。

消費税5%増税の13.5兆円に上る負担増の強行は、内需を壊して全体の税収も減らします。消費税の納税義務は事業者に課されており、中小企業の多くは今でも消費税を販売価格に転嫁できていません。地域にある商店なども景気が悪化している中、「これ以上消費税が増税されれば、廃業せざるを得ない」という悲鳴に近い声を上げております。

西目地域の農家でも米単作で約10町歩程度で売り上げが1,000万円を超えると、簡易課税で16万円であります。消費税を納めていますが、低米価の上に消費税の課税で経営は大変で、転嫁できないのは当然であります。

日本共産党は、先日、社会保障充実と財政危機の提言を発表しております。大型開発や軍事費の削減、政党助成金の廃止などの無駄遣いを是正し、大企業、大資産家への適正な課税を復活させ、応能負担の原則に立って財源を段階的に生み出しながら社会保障への拡充を図ることで、18兆円から21兆円の財源をつくることができ、社会保障の充実と財政危機の打開の道が開かれるのであります。このまま改革の名のもと増税されたら、今でさえ厳しい市民生活と地域経済、財政も底が抜けたようになり、地方の存亡が問われることになるでしょう。

このような状況のもとでの改革大綱では社会保障はよくなり、まさに経済も財政も、共倒れが必至であります。市長はこの改革大綱をどのようにお考えか、見解を求めるものであります。

また、本市の新年度予算の一般会計で支払う消費税は約7億9,000万円と聞いております。過去5年間の本市の消費税交付金は幾らでしょうか、答弁を求めます。

次に、2番、緊急防災・減災事業の効果的な活用についてであります。

政府の新年度の地方財政計画は、東日本大震災分と通常収支分に区分されています。緊急防災・減災事業は、被災地に限らず全国の自治体が東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性の高い防災・減災事業を進めるものです。投資的経費が中心で、全体の9割以上の5,700億円ほどで、財源は国庫支出金と地方債です。

地方自治体にとって重要な点は、地方債のうち緊急防災・減災事業債3,995億円ですが、これが活用できることであります。対象事業に認められると事業費への充当率が100%で、事業を始める際に一般財源は必要ありません。その上、元利償還金についての交付税措置が直轄事業では80%、単独事業では70%です。

例えば、国の補助率が3分の1の事業の場合、事業費の残り3分の2が緊急防災・減災事業債で、返済の際にはその8割が交付税措置となります。ですから自治体独自の財源は事業費の13.3%で、それを一定期間の返済、それも分割で負担するだけで済みます。震災の教訓にかんがみて緊急にすべき防災・減災事業は、この事業の方が有利でしょう。

単独事業の場合、防災拠点整備、消防無線のデジタル化、公共施設の耐震化など、幅広く活用できます。本市でもこれらの事業の効果的な活用を考えられないかどうかお伺いします。

次に、3番、要介護者の障害者認定で税の軽減をであります。

要介護者は、市から障害者認定をされれば所得税で27万円、住民税で26万円の所得控除が受けられ、また、特別障害者と認定されれば、おのおの40万円と30万円の所得控除が受けられることから、税負担の軽減につながる可能性があるとして昨年も取り上げました。

にかほ市の場合、09年度は要介護度3以上で障害者認定を受けている人が608人中93人、15.3%、10年度は602人中181人で30%となっております。共産党村上議員が要介護者の障害者認定で税の負担軽減につなげたいと何度となく議会で取り上げ、要介護度3以上の人に必要な手だてをとり、当局もきめ細かな対応をしたことだろうと思われれます。

にかほ市の昨年12月議会の一般質問での答弁は、「障害者認定の対象を広げて、要介護2以上の方々に個別に通知し、広報等でも紹介し、さらにケアマネージャーを通したり、窓口で相談に来られた方などに丁寧に説明し、できるだけ多くの人が適用を受けられるようにしたい」とのことです。

老年者控除の廃止、定率減税の廃止、高齢者の非課税措置の撤廃、住民税・所得税の年少扶養控除の廃止、16歳から18歳までの扶養控除の廃止等々、挙げたらきりがありません。

市長の施政方針や予算案の概要説明でも、市民が大変厳しい状況下にあると述べているではありませんか。

本市の場合、2008年18人、09年14人、10年9人です。にかほ市と比べて、余りにも少ない数であります。要介護者の認定者数はどのように推移していますか。要介護度3以上の人々が障害者認定を受けている比率は幾らですか。

昨年の答弁で「今後は明確な基準を要綱として制定し、広報などで周知していく」とのことでしたが、現在はどのような状況ですか、答弁を求めます。

次に、4番、TDK・関連事業所等での雇用確保をであります。

今、にかほ市では「TDKが大変だ、一体これから何となる」というのが毎日のあいさつがわりになっているようであります。創業が1935年、昭和10年であり、76年以上の長い歴史を持っています。その歴史は、まさに日本の電気・電子製品の発展であり、農・工一体の由利地域の発展とともにありました。

昨年秋から相次いで発表されたTDKの組織再編で、県内15工場が9工場になり、下請関連企業を含めると1,000人、あるいは数千人の雇用不安が現実のものとなりつつあります。

表面的に、TDKでは「グループ社員は一人も解雇していない」と言っていますが、このままではこの地域の経済の底が抜けてしまうのではありませんか。

2月20日、TDK本社に対し、共産党の高橋ちづ子衆議院議員と一緒に私と村上次郎にかほ市議、共産党山内県議、佐藤純子秋田市議、秋田県委員長、由利地区委員長は、雇用と地域を守るよう申し入れを行いました。対応したのは広報部長、労政グループ部長の2人です。今回の業績悪化、再編の背景には、円高や韓国のサムスンなど新興国の追い上げがあるなどと説明しました。工場閉鎖による県内の異動では、おおむね了承してもらっているとのことでしたが、協力会社については会社側は調べないと全容はわからない、と明言しませんでした。

私たちも「工場閉鎖で影響を受ける協力企業の従業員は1,000人にも及ぶ。この人たちには何の手当てもないのか」と訴え、ある関連企業の社長の声として、「従業員の働きで今の会社がある。従業員の家族にも責任を持たなくてはならない。自分は給料をもらわないでやっている。雇用確保をお願いしたい。通勤困難になる」などの実情を訴えました。高橋議員は、「円高の影響で再編やむなしというのでは、縮小に歯どめが効かなくなる。地域でTDKを支えてきた。社会的責任を果たしてほしい」と求めました。

これらのことを踏まえ、2月23日、衆議院予算委員会で高橋議員がTDKの雇用問題を取り上げて政府の対応をただし、労働者派遣法の抜本改正の骨抜きを厳しく追及しました。庁舎内でもリアルタイムで視聴された方もいると聞いております。

総務省の人口移動報告によりますと、秋田県は去年の転入者と転出者をプラスマイナスで見ると、転出者は2,690人多い。生産年齢人口、働き盛りの人口が、全市町村で転出の方が多いという結果であり、これは秋田県だけであります。

2日付の読売新聞では横手市の経営企画課の職員が「工場が相次いで閉鎖し、就職先がないのが一番の理由。企業支援しても効果が上がらない。もはや行政だけでは転出者の増加はとめられない」と述べています。

本市・県・にかほ市など13団体が由利地域の経済雇用情勢に関する連絡会議を立ち上げて対策を講ずるとしてはいますが、2月7日、連絡会議を開催して以降、把握調査された新たな状況はどのようになっていますか。

TDKの市内工場等に対して、これまで市として工場用地整備等で支出した費用はどのくらいで、税などの優遇・軽減措置の内容はどのようになっているのでしょうか。

市として協力工場等との契約変更、見直し等の実情や雇用など、さらに直接聞く必要があるかと思われまます。また、本社に雇用確保の要請もすべきと思われまます。答弁を求めまます。

次に、5番、国民健康保険税についてであります。

日本は国民皆保険制度であり、その結果、世界でほぼ最高と言われる平均寿命や高い保険水準で推移してきています。しかし、同制度を維持してきた国民健康保険が崩壊の危機にあると言われて久しくなります。

お金がなく病院にかかることができず命を失う悲劇が、全国各地で後を絶ちません。金の切れ目が命の切れ目とは、なんと非情な社会でしょうか。このような現実は一瞬も早く打開しなければなりません。

全日本民主医療機関連合会が実施した調査では、経済的理由から受診が手おくれとなり死亡した人は、昨年1年で67人に上りました。調査は全日本民医連の医療機関で判明した氷山の一角であり、全国で5,500人に達すると推計される深刻な事態であります。保険証1枚で、だれもがどこでも医療を受けることができるという国民皆保険の仕組みが、機能不全に陥っている現実を突きつけています。

国民健康保険法第1条に規定する社会保障及び国民保健の向上に寄与するという目的からは、完全に逆行する国保危機を生み出した元凶は、歴代政府による国庫負担削減であります。1980年代、約50%あった国保総収入に占める国庫負担割合は、今では25%以下に激減しました。このことは、今まで何度も繰り返し述べました。住民と自治体に負担と犠牲を押しつけ、国保を危機的な状況に追い込んできている国の責任放棄は、これ以上許されるものではありません。直ちに国庫負担を増額に転じ、もとに戻すことが必要であります。

ところが民主党政権は、国庫補助をさらに削減する国保法改悪案を開会中の通常国会に提出しました。市町村の国保を都道府県単位に統合する広域化計画も、公費負担を減らす仕組みづくりにほかなりません。住民にさらなる負担増を迫り、国保崩壊を一段と加速させる改悪は、中止すべきであることは以前も述べました。助かったはずの命が失われることなどあっていいはずがありません。お金の格差が命の格差につながる冷たい政治を住民本位に転換することは急務であると考えられるものであります。

本市の一昨年の6月議会の国保条例改正では約14%の値上がりで、所得に占める国保税の割合が20.1%、所得の2割であります。そのため収入率も年々下がり、合併時の9割台に比べ8割台にまで下がってきています。保険税を払いたくても払いきれない状況であります。昨年6月1日現在、2009年度の実績によれば、本市の滞納世帯数が県平均の16%を大きく上回る23.5%、3,063世帯、実に4世帯に1世帯近くが滞納しています。市民は収入・所得が減らされ、各種税控除が削減されたり廃止されたりで大変な重税感であります。昨年12月25日付魁新報では、10年度の全県の国保会計の記事があり、県内14市町村の単年度収支が赤字で、赤字市町村は税率を上げたり財政調整基金を取り崩すなどして対応しているが、加入者は低所得者が多く、これ以上の税率引き上げは難しいとする自治体が多いとありました。今年度、一般会計からなどの繰入金で8億円、新年度予算では7億9,700万円となっております。今年度末の国保財政の見通しと収納状況について、どのようなものかお伺いをします。

また、法定外繰り入れは全国合計で3,979億円、県内でも5億8,293万円行っております。本市でも法定外繰り入れを行うべきではないかと思いますが、答弁を求めるものであります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、社会保障・税一体改革大綱についてであります。政党間での政治的な駆け引きもあり、国会では本質的な話し合いに至らないようであります。

しかしながら、今後の社会保障制度をどう維持していくのか、国民から理解と信頼を得られる制度設計は、待ったなしの課題であり、財源等の手法も含め国会で大いに議論していただきたいと思っております。

次に、本市の過去5年間の地方消費税交付金についてであります。平成18年度が8億4,764万7,000円、平成19年度が8億3,088万1,000円、平成20年度が7億7,123万2,000円、平成21年度が8億311万3,000円、平成22年度が8億173万5,000円、合計で40億5,460万8,000円となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2、緊急防災・減災事業の効果的な活用についてにお答えいたします。

防災対策につきましては、東日本大震災を教訓に、津波対策として海拔など標示看板の設置、津波ハザードマップの作成など、津波に対する危機管理意識の普及啓発に主に取り組んできたところであります。

また、平成24年度には、ハード面の整備として公共施設耐震化事業・非常用発電設備設置事業として、災害時の防災拠点となる本庁舎を初め公共施設の耐震改修事業として、6施設を計画しているところであります。

このような中、国において、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりをねらいに、緊急に実施する必要が高く、即効性のある防災・減災などの事業を対象とした緊急防災・減災事業が新たに設けられたことから、防災資機材などの保管庫や高台避難場所までの避難路整備など、今後想定される整備事業について、公債費負担適正化計画との整合性を図りながら活用を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、要介護者の障害者認定で税の軽減をについてにお答えいたします。

要介護者に対する障害者控除対象者の認定につきましては、由利本荘市障害者控除対象者認定要綱に基づき行っており、要介護3以上の方の認定者数及び割合は、平成21年度において2,143人に対し22人で1.0%であり、平成22年度においては2,256人に対し9人で0.4%であります。平成23年度の状況は、2月末日現在2,316人に対し35人、1.5%となっております。

制度の周知につきましては、2月1日号の市広報及びホームページに掲載し、お知らせしているところであり、今後も引き続き周知に努めてまいります。

次に、4、TDK・関連事業所等での雇用確保をについてにお答えいたします。

初めに、TDKの市内工場に対し、これまで市が支出した費用額についてであります。由利本荘市発足後、市内のTDK工場用地整備、工場の新増設を行ったところは、本荘工業団地のTDK-MCC本荘工場と、大内工業団地のTDK羽後大内工場の2工場であります。

MCC本荘工場に関しては、県の工業団地造成事業として整備され、市の支出ではありませんが、その費用は約36億5,000万円です。TDKは、県の優遇制度を活用

して、約16億9,000万円で取得しております。

また、MCC本荘工場が使用するガス供給施設工事を市のガス水道局で行っており、この事業資金として借り入れした約8億8,000万円に係る借り入れ利息分を工業振興事業として、ガス水道局に利子補給をしております。総額は約6,200万円となる見込みであります。

TDK羽後大内工場は、市の工業団地としての造成事業でありましたが、約2億7,000万円で造成し、同額で売却しております。

また、この2つの工場は、市の工場等立地促進条例で規定する認定工場として設備投資に係る固定資産税を課税免除しており、その累計はMCC本荘工場では約7億1,000万円、TDK羽後では約4,000万円となっております。

次に、由利地域の経済雇用情勢に関する連絡会議の状況については、昨日の三浦秀雄議員、また、本日の本間明議員の御質問にお答えしたところでございますが、関係機関が連携した対応策を講じていくため、継続した情報収集を行ってまいります。

次に、協力会社などからの情報収集体制の御質問についてであります。

契約変更などの通告を受けた協力会社の中には、私が直接事情を伺ったところもございますし、担当職員が訪問により情報収集を続けております。

TDK・協力会社それぞれの事業活動や雇用問題に関しては、外部への情報提供に慎重な姿勢を示している現状も御理解いただきたいと存じます。

また、TDK本社に対する協力工場での雇用確保の要請については、本社の取締役との面談の際に要望しているものであります。

雇用問題は、市民生活に直結した課題でありますので、引き続き関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。

次に、5、国民健康保険税についてにお答えいたします。

初めに、今年度末の国保財政の見通しであります。当初5%の伸びを見込んでいました医療給付費は被保険者数が減少していることもあり、総額では22年度並みで推移するものと予想されるほか、極端に減少する歳入項目もないものと見込んでおります。

こうした状況から、今議会に提案しております国保特別会計補正予算において、当初予定していた財政調整基金の取り崩しを取りやめ、また、新たに2億3,000万円ほどの基金を積み立てることにしており、本年度末の基金残高は9億1,900万円ほどとなる見込みであります。

また、来年度への繰越金は、補正後の予備費の3億9,100万円ほどと合わせ、今後の医療費の推移にもよりますが、歳出予算の未執行額などが繰り越されることとなります。

次に、国保税の収納状況についてお答えいたします。

本年1月末現在の国保税収入率は、現年度分については71.59%で前年同期を1.04ポイント上回っており、滞納繰越分は12.24%で前年同期を3.05ポイントほど上回って推移しております。この状況から年度末決算値を推計いたしますと、現年度分では前年を0.31ポイント上回る89.33%程度に、また、滞納繰越分では前年を1.99ポイント上回る12.33%程度になるものと見込んでおります。

次に、一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れについてですが、平成22年度において県内で10市・町が法定外繰り入れを実施しております。

その内容は、国保財政の安定化のほか、健診等の保健事業の充実、福祉医療費助成事業に伴う医療費の増などの影響額に対する補てんとなっているようであります。

本市においても厳しい財政状況ではありますが、来年度予算において福祉医療費助成事業の影響額分として1,000万円を措置したところであります。

また、国においては、社会保障・税一体改革大綱が閣議決定され、市町村国保に2,200億円の公費を投じるとしております。

こうした措置が着実に実施されるとともに、これまでの国保財政安定化支援事業についても、厚生労働省で示している繰り入れ基準を遵守した交付税措置がなされるよう、市長会を通じて国に働きかけてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君、再質問ありませんか。

○3番（佐々木隆一君） まず最初の社会保障・税一体改革大綱についてであります。もう国会で議論しているということではなく、市民の目線で、今これ以上の増税をされたら大変だという視点での見解を私は市長に求めました。そういう目線での答弁をいただけなかったのは少し残念であります。一般質問の中で申し上げました私どもの提言に関して、先日、藤原副市長にお渡しをし、ぜひごらんになってくださいということでお話を申し上げましたので、議長、市長から特段の配慮をいただいて、藤原副市長にコメントをいただきたい、このように思います。いかがでしょう。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。藤原副市長。

○副市長（藤原由美子君） 先日、佐々木隆一議員から資料をいただき拝見させていただきました。

この社会保障と税の一体改革につきましては、先ほど市長も答弁しましたように、国民が安心して暮らせるような制度、国民が理解し信頼できる制度の確立が肝要だと思います。そのために財源を含めて、きちんと議論してもらいたいという思いでありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君。

○3番（佐々木隆一君） 次に、3番、要介護者の障害者認定であります。

私はちょっと数字を間違っ、10年度16%と質問の要旨に書きましたが、ちょっと手違いでにかほ市の場合、602人のうち182人で30%、3割に上っているんです。今の市長の答弁でもありましたが、それに比べたら本市の場合は非常に少ないという感じがしてなりません。旧厚生省は平成6年3月に高齢者の所得税法の取り扱いにおいて、社会局長通知を出して、障害者控除の範囲拡大についての中で身体障害者に準ずる人も障害者控除を受けられるとしています。また、常に就床を要し、複雑な介護を要する者、これは所得税基本通達で、その年の12月31日の現況において引き続き6カ月以上にわたる身体の介護による就床をし、介護を受けなければみずから排便することができない程度の状態にあると認められる者をいうという、具体的な通達もあるんです。昨年も私は質問しましたが、周知徹底がなされていない、懇切丁寧な指導がなされていないという感じがします。この要介護者の障害者認定について、もっと皆さんに懇切丁寧に説明をして、認定をしていただき、控除を広めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。



○市長（長谷部誠君） 由利本荘市の障害者控除対象者認定の要綱に基づいて行っておりまして、制度の周知については、先ほど申し上げましたとおり市の広報、あるいはホームページに掲載をさせているところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君。

○3番（佐々木隆一君） 4番、TDKの関連の質問であります。

にかほ市の工業振興会の関連の方が「TDKは太陽のような存在で、協力会社はひまわりだ」とおっしゃっています。みんな太陽の方を向き、横の連携がなかったという指摘なわけでありまして。今こそ横の連携で新たな事業を展開していくべきだと語っておるのであります。これは前の質問と重複する部分がありますが、横の連携もぜひとっていただくよう御指導・御助言をしていただければという感じがしますので、よろしく願いいたします。いかがでしょう。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 十分に横の連携もとって進めたいと思います。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君。

○3番（佐々木隆一君） 5番、国保税のことではありますが、全国的には収入率の上昇にもかかわらず、加入者の所得減少によって保険税収入は前年度対比2.1%減少しているようであります。収入率が前年度対比で上昇していますが、このままいったら大変な事態になるのではないかと思います。先ほど答弁されましたが、ぜひとも法定外繰り入れに関しても検討くださるようお願いしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ただいまの再質問ですが、先ほど十分に私から答弁をしたつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君。

○3番（佐々木隆一君） 終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、3番佐々木隆一君の一般質問を終了いたします。

---

○議長（渡部功君） 本日の日程は終了いたしました。

明日は午前9時30分より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時23分 散 会

